

平成23年（2011年）3月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成23年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年3月16日（水）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	総務課長補佐	工門利弘

職務の為出席者

事務局長 中野直文 書記 脇 俊明

書記 上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2番 東 貴雄

3番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

1件、ご報告を申し上げます。

消防庁の指示に基づき、三重県から紀北消防組合本部に対し、第3次緊急消防援助隊としての派遣要請があり、本日、午後2時30分に職員8名が尾鷲市を出発することになりました。出発にあたり、午後3時ごろに紀北町に寄り、その後、現地へ向かうということですので、執行部並びに議員全員でお見送りをいたしたいと思っております。

なお、一般質問中の場合でもその時間になりましたら、休憩をさせていただくこととなりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

川端龍雄議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 東 貴雄君

3番 樋口 泰生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 6 人であります。運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の上に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第 50 条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、2 番 東貴雄君の発言を許可します。

2 番 東貴雄議員

おはようございます。議長のお許しを得ましたので、3 月定例議会の一般質問、この 2 日目の最初の質問をさせていただきます。

まず、東北地方太平洋沖地震に伴い被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日の一般質問のほうなんですけれども、議会初日に、町長の所信表明をお聞かせいただきました。直面する課題に対しまして、紀北町第 1 次総合計画の基本方針に基づきまして重点施策があげられていました。また、町長の目指す紀北町の方角性を示されておりました、大変、内容の素晴らしいものであったと私思っております。平成 23 年度なんですけれども、来年度なんですけれども、その紀北町第 1 次総合計画の後期基本計画の策定、いわゆるこれ見直しの年度だというふうに聞いております。本日は、その総合計画の中の住民アンケート調査結果について、質問させていただきたいと思っております。

紀北町なんですけれども、皆さんご存じのとおり出生数の減少、若者の町外の流出、それに伴う過疎化、高齢化が急速に進んでおります。都市部の大企業なんですけれども、若干上向き傾向が見られるということなんですけれども、地元産業というのは本当に大変、年々厳

しさを増しておりまして疲弊しています。そしてその傾向というのは、今後、本当にますます進んでいくように思われております。そのような中、町長は所信表明で、紀北町が将来にわたって明るく元気なまち、住み続けたいまち、子どもたちに住んでほしいと思えるまちであり続けることができるようにということを、お話されておりました。また、町長はすべては住民目線、町民目線ということを公約にされており、常にお話をされております。この住民アンケート調査の結果なんですけれども、項目に、今後特に力を入れてほしいと思う施策ということでアンケートを取られておりまして、これは本当に町民の切なる願いである社会情勢とか、経済情勢、財政状況、厳しい中でもですね、町長が注力して早期に行動して結果を出していただくべき課題であると、私は思っております。

本日は、その願いも込めまして、調査結果1位の働く場の確保につながる企業誘致という項目と、2番目の若者の定住対策、3番目の救急医療体制の充実についてお伺いしたいと思います。順番にお答えいただきたいと思います。まず、アンケート結果で第1位になっておりました働く場につながる企業誘致について、お願いしたいと思います。町長の企業誘致に対する基本的なお考え方で結構ですので、その辺をまず教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

東貴雄議員のご質問にお答えをいたします。

紀北町第1次総合計画の住民アンケート調査結果ということで、まず働く場の確保につながる企業誘致についてのご質問ですが、平成18年度に実施いたしました紀北町第1次総合計画の住民アンケート調査によりますと、特に力を入れてほしい施策とたずねたところ、働く場の確保につながる企業誘致が最も高く、次いで若者の定住対策、救急医療体制の充実となりました。また、紀北町が将来どのようなまちに発展してほしいかについては、若者の定着するまちが最も多く、次いで福祉・医療の充実したまち、高齢者がいきいきと暮らすまちの順となっております。

このことは、まさに景気の低迷が長引く中、町民の方々が安心して安定した生活が送れるよう、働く場の確保、つまり企業誘致、雇用対策を強く望んでおられるものであり、このことは若者の定住対策にもつながるものでございます。企業誘致に向けた取り組みといたしま

しては、以前から県などとの連携のもと、企業の誘致に向けた対策に努めてきておりますが、昨年からは県内の企業に対して、直接企業訪問を実施し、紀北町のPRとともに、工場などの誘致に向けた積極的な取り組みを始めているところであります。現時点では、企業側の反応も大変厳しい状況ではありますが、今後、一層努力してまいりたいと考えております。

一方、厳しい経済情勢が続く中、必死に経営努力を続けられ、町内で多くの雇用を支えていただいている町内の企業に対する支援も重要であります。昨年、私も町内の大手製造業などの企業を訪問させていただき、経営者の方々から直接経済情勢や経営状況、あるいはご要望等をお聞きいたしております。また担当課におきましても、企業経営や雇用促進に向けた国・県等の支援策に関する情報も適時お伝えしているところであります。今後、一層企業の皆様方とも連携を密にしながら、雇用の確保につながる企業誘致や、企業の育成支援へ取り組みを強化してまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

ありがとうございました。町長、先ほどその答弁の中にですね、県との連携というお話あったんですけども、またそれと県内企業を回られたということなんですけれども、町長、就任されて約1年4カ月余りということなんですけれども、今年度でもかまいませんので、どういった企業を回られたのか、それがどういった職種であるとか、規模であるとか。あとですね、訪問先の件数、それから訪問の頻度、実績は今のところ厳しい状況だということをお伺いさせていただいたんですけれども、その辺について県の連携とどういったところを、ということで、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

企画課長のほうから答弁いたさせます。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

それではお答えいたします。まず県との連携ということでございますが、これは以前からもそうでございますが、県の企業立地室という県の窓口がございまして、こちらのほうとは

私どもと綿密に連携を取りながらですね、いろいろ情報交換をしたりですね、その対応を行っております。大阪削鯉株式会社等の件につきましても、企業立地室からお話をいただいて進んできた経緯もございます。

それから、県内施設をどのようなところを回ったのかということでございますけれども、昨年度ですね、まずこちらから、町のほうから積極的に働きかけていこうということで、県内企業を回らせていただきました。県内企業につきましては伊勢市、名張市、桑名市の企業を回ってですね、紀北町のPRとともに企業の進出の予定はないかということで、いろいろとお話もさせていただいたところでございます。この企業につきましては、県内の中でもですね、非常に全国的にも元気な中小企業というところで、私どもも挑戦をしてみようということで回らせていただきましたけれども、現実的にはですね、今非常に経済が冷え込んでいる中でですね、今のところそういう予定はないというような話で、非常に厳しい態度もいただいております。ということで、よろしかったでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうはですね、町内を回らせていただきまして、約8箇所回らせていただきまして、いろいろなご意見をお聞きしたところでございます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

今、先ほど県内業者を中心に回られたということなんですけれども、平成22年度の実績、回られた件数がそうだったということなんです、来年度の平成23年度なんですけれども、今後どういった企業を選定されて回られるのかということと、あと訪問先の件数ですね、どういったご予定になっているのか。それから一般的に営業もそうなんですけれども、営業のほうもそうなんですけれども、やはりこれ一回行って断られてということではなくてですね、何度もこう行ってですね、こちら側の熱意とかそういったものも伝わる部分もあろうかと思われるんですけれども、来年度の選定方法とか、そういったご予定について教えていただけたらと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、こういうものは継続してこそ初めて結果が出るものだと思います。そういうことからすると、来年度もですね、紀北町につきましてはですね、その企業の連携のできるような協議会ができないかと、ということは継続的にですね、毎年やっていくという形をとっていきたいと思います。

また、特に県内ですけど、北勢、伊勢のほう今回も回らせていただきました。製造業、どちらかといえば中心に回らせていただいたんですが、これらもですね、継続していきたくところがございますが、去年回らせていただいたところの感触からするとですね、大変厳しいと、この紀北町へ来ていただけるにはなかなか難しい状況ではないかと思っております。ただ、努力は続けていきたくと思います。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

来年度も引き続き努力される、ご努力をされるというお話いただいたんですけども、相手方の企業を訪問する際にですね、町長のお考えになっております町側の相手方の企業に対する施策と申しますかですね、例えばですけども、町長、こういった場所をお考えになられて、こういった企業を基本的にお考えになっているのか、そういった相手方に、ただ何と申すのかね、来てくださいと言うだけでなく、こちらから具体的に相手方の企業に示すような施策について、教えていただけたらと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、施策というところよりですね、今年度につきましては、22年度につきましては、まず感触を探りに行かせていただいたような雰囲気がございます。今、現時点でうちとしては町としては小松原しかございませんので、そういった部分もですね、今後こういった企業に対してことができるのか、そういうことも含めまして、今後は接触もしなければいけないと思いますが、22年度におきましては初めて行いましたので、そういった企業関係の町内におきまして、県内におきまして、そういった企業の状況や情報を取りに行ったというようところがですね、現状でございます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

22年度は感触をつかまれたということなんですけれども、23年度なんですけれども、具体的にはもう計画というか、その辺についての具体策というのは、もう出ているのでしょうか。その辺がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどですね、感触という言葉を使わせていただいたのはですね、不適切だと思いますので、ちょっと訂正はさせていただきますが、いろいろな情報をいただいて、こちらもどういう対応をすればいいのか、例えば企業がですね、町がこういう段取りをすれば行ってもいいよとか、そういうことをですね、いろいろ探らせていただいたというような、お話を聞かせていただいたというようなことでございます。来年度につきましては、まだ今のところどこを回るかということは未定でございます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

先ほどより町長、23年度はまだ未定だということですので、これ町民アンケートで一番やってほしい、特に力を入れて注力していただきたい施策にあげられて、投票のほうの結果も1位になっておりますので、是非とも中心的にですね、是非とも動いていただけたらと思いますので、具体的な施策とか行動とか、そういった日程等がわかりましたら、是非とも教えていただきたいなというふうに思っております。

それとですね、例えばなんですけれども、この震災でいろいろ状況、経済情勢かなり変わってくると思うんです。こちらの地域にも少なからずの影響というのは、いろんな意味で出てくると思います。そういった意味でですね、例えば、これはいろいろ各種団体とか、いろいろ商店さんとも調整等は必要だとは思いますが、魚を買っていただけるような企業をこちらへお迎えするとかですね、員外船等の、これもいろいろな団体等の調整も必要だと思うんですけれども、その辺とかですね。あと小売店等の支店といいますか、営業所とかそういったものが来た場合というか、可能性があった場合にですね、町として窓口としていろいろ対応を今後ご検討される余地はあるのかという、そういった点について教えていただ

けたらと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もちろんですね、企業等とかそういった業者が来ていただいたら、情報をいち早くつかみましてですね、対応はしていきたいと思います。このアンケートではですね、働く場の確保につながる企業誘致となっておりますが、基本的には先だってから申し述べております観光交流の面ですね。それとあと当町の場合、福祉関係、介護関係も大きな受け皿ともなっております。そういった総合的な観点から働く場、雇用の場を創出していきたいと、そのように思っておりますので、ご理解願います。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

いろいろ町長もお考えになっているということですので、是非とも、ある程度ですね、成果が上がるようなこと、私も期待したいんですけども。

最後の質問なんですけれども、町長の任期中にですね、企業誘致に対する掲げる目標とか、そういったものを具体的にちょっとお示しただけならなということ、例えば、何年かで町長の任期中で、やっぱり目標もないとですね、なかなか進んでいかないと思うんです。どちらの地域にどういった形で、何件を目標にあげているとか、そういった項目ありましたら、教えていただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今申し上げましたように、大変企業につきましてはですね、厳しいし、今、企業の工業団地としてはですね、小松原のほうしかございません。そういった部分からですね、今、この時期に工業団地を開発とか、そういうことはなかなか難しいと思いますので、そういった部分につきましては、今何件とかお示しはできないは思うんですが、先ほど申し上げましたような高速道路の延伸に伴う観光交流、消費の拡大、そういったものをやっていきたいし、6次産業化して、ある程度その商品のブランド化を図り、価値を上げる。そういうことも大事だと思えますし、また今ですね、先ほど申し上げました介護がパートの方とか、女性のヘル

パーさん、そういったものをですね、大変大きな下支えをしていただいておりますので、こういったことの増床も含めてですね、考えて少しでも働く場を確保していきたいと思いますので、ただ企業につきましては、具体的な今数字をあげることができないのが残念でございます。申し訳ございません。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

最後のまとめなんですけれども、この企業誘致、先ほどから何回も言っておるんですけれども、住民アンケート調査でやっぱり1位になっておりますので、是非とも今後、優先的な課題として施策として、是非とも23年度も引き続き、ご努力のほどよろしくお願ひしたいなと思います。これなんですけれども、やっぱり若者世代とか、やっぱり労働人口というのはかなり流出しております。将来の税収とかですね、雇用先とか、町民の皆さんの安定した収入の確保のためにはですね、そしてですね、やっぱり地元産業にでも波及効果もありますので、その辺を是非ともご努力いただきたいと思います。

次に2番目の、先ほどのこの1番目の企業誘致と大変密接な関係があると思うんですけれども、若者の定住対策について、町長のご意見をよろしくお願ひします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、若者の定住対策についてであります。

先ほども申し上げましたが、若者が定住するためには働く場の確保が、まずは重要な対策であり、努力していきたいと考えております。そして子育て支援、教育の充実、住環境の整備等が必要であると考えております。若い世帯には、当町のように自然豊かな環境、地域社会の強い絆の中で、安心して子どもを産み育てていきたいと願っているところでございます。

しかしながら、現在の社会においては各家庭により生活が違ってきております。そのような子育て家庭を支援するため、町が指定する保育所等に子育て支援センターを設置、専任職員を配置、育児相談や関係機関との連携による総合的な支援事業として取り組んでおります。平成22年度からは、新たな地域における子育て支援として、放課後児童クラブを町内2箇所に設置いたしております。そして安心して出産ができるように、公費による妊婦健康診査の負担軽減、乳幼児医療費の無料化、これにつきましては三重県の制度では通院、入院とも未

就学児童までですが、本町では今年度から入院に限り、小学校6年生までに拡大したところ
であります。

また、次代を担う子どもたちが基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら、安全で安心な
学校教育環境の整備についても重要な課題でありまして、当町におきましては、紀北中学校
の改築が終了しますと、すべての学校施設耐震整備が完了いたします。そして交付金を活用
し、各学校の修繕整備も行ってまいります。

住環境の整備についてであります。近年多くなっております空き家について、貸したい、
売りたいという地元の持ち主と、借りたい、売ってほしいという移住希望者へ情報を提供す
る空き家バンク制度を、平成20年度からスタートをしております。全国から問い合わせも多
くなってきておりまして、当町のような豊かな自然の中で生活したいという世帯の方もいら
っしゃいます。登録物件が少ないのが現状でありまして、今年度は物件の調査を行い、持ち
主の方への空き家バンク登録意向調査を実施、登録物件を増やし1世帯でも多くの方々に来
ていただきたいと思っております。是非、1人でも多くの若者がふるさとへ戻り、また意欲
ある若者に移り住んでいただき、パートナーを得て子どもを産み育て、安全安心で明るく元
気に生活していただけるよう、町内企業の皆様や関係機関と連携し、取り組んでいく所存で
ございます。よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

ありがとうございました。町長、いろいろお言葉いただいたんですけども、福祉、子育
て支援ということで、いろいろ、これに対しましては具体的な施策があるんですけども、
やっぱりこの若者の定住対策について、これ本当に先ほどの絡みもあるんですけども、
やっぱり雇用先の確保というのが、大変重要なことであるんじゃないかなというふうに私、
本当に痛切に思っております。

私、2003年なんですけども、青年会議所の理事長をさせていただいておりました時代があ
ったんですけども、理事長時代ですね、これ合併前なんですけども、当時の尾鷲高校と
長島高校の生徒さんにアンケートを取ったことがあるんです。この記録というのが、当時の
水害で全部消えてしまったんですけども、消えてなくなってしまったんですけども、若
い方ですのでいろいろ遊ぶところがほしいとか、いろいろそういった意見もあったんですけ
ど、やっぱりこれ本当に圧倒的に働く場がほしいという、結果が多かったという記憶があり

ます。

町長、ご存じだと思うんですけども、三重県というのは給与所得者、いわゆるサラリーマンの給与というのが全国的に見てもトップクラスに入る、大変平均賃金の高い県です。そういう中でなんですけれども、残念ながらこの紀北町というのはかなり遅れをとっております。そのためにですね、やっぱり是非とも地元の企業の育成とか保護とか、そういったものが本当に重要な課題だとは思いますが、残念ながら、先ほどこれ地元の企業、やっぱりこの三重県の平均に比べてもかなり安い、賃金のほうが追いついていないというのなんですけども、私も何社か会社を経営させていただいています。会社の経営者はこの議員さんの中にはかなりいらっしゃると思うんですけども、やはり従業員の給料というのが、やっぱり優先的な課題です。いくら儲けててもですね、経営者だけいい生活すればいいんだと思っているような経営者というのは、まず、いないと思うんです。そういった中ではですね、やっぱり地元の企業の保護・育成というのを、是非とも力を入れてしていただけたらなというふうに思っているんですけども、その辺について、町長のご認識をお伺いしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにですね、ここで頑張っておられる企業の方もですね、なかなかこう賃金を払うことができないのが現実でございます。そこはですね、町として何ができるかということなんですけども、企業努力の中でどうやっていくのか。また、またそういった賃金であるから、こちらで企業もやっていけるのかと、そういう問題もございますので、そういった部分でやはり地元の企業ともですね、いろいろお話をしながら、やっぱり行政としてどういうこともできるのかということですね、いろいろ現場へ出て行って話を聞いてみたいなど思っております。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

先ほど町長、8社ぐらい地元の企業回られたという、昨日の話ですと、かなり頑張っている企業もあるということなんですけども、現実に生の声をお聞きいただいているんですね、実際、そのことでお感じになったことを、まず教えていただけたらと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どことは言いにくいんですが、まずですね、やっぱり募集しても俗にいう3Kの部分もございまして、来てくれない部分があるということも、まずありました。それとですね、やはりこういうところで利益が2次、3次下請けということもございまして、大変経営改善に努力されている。そういう中で賃金のこともですね、なかなか上げることができないというようなことも聞いております。

そういう中でですね、各会社同士の連携を、一体どういうことをやっているのかということ、話し合いたいということがですね、いくつかの会社からお聞きしました。また、ある会社におきましては、私のところは地元の人を雇用したいんだと、今、外国人の方も働いていらっしゃる方も大変多くありますが、できるだけ紀北町の方を雇い入りたいと、そういうお話もありました。それぞれの方がですね、町に対して人に対しての思いもありながら、雇用していただいているのが現実ではないかと思っております。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

今、回られての感想だったと思うんですけども、来年度の予算に絡めてですね、町長、1次産業かなり主体的に予算を付けられるということで、林業、水産業については具体的な予算等が付いているんですけども、逆になんですけれども、特にここをあげさせていただくと、ワラサの何か餌付けとかですね、築いそとか、そういったものをあげられているんですけども、厳しい財政の中でなんですけど、これもっと思い切った施策を打つとか、そういったお考え、今後あるのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

当町もですね、予算の中で1次産業というのはですね、自然が相手ということですね、やはり自然に対してどうやれば、林業にしろ、農業にしろ、水産業にしろ、その資源が回復するとか、そういった問題もございまして、いろいろと予算は付けさせていただきますが、いろいろな状況ですね、財政の面もございまして、なかなかその思い切って、このところへ

投資するというのがですね、今、そういう決断をできないのが現実でございます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

財政厳しい厳しいと、町長おっしゃられておるんですけれども、ちょっと1つだけ。この築いそなんですけれども、毎年これやられている事業というふうに、私はこれ三浦の沖だと思っんですけれども、これ現実にこう入れているのがですね、何か特殊メーカーさんの、こう何か鉄の枠のでやられてますよね、今は。これかなり値段的にも高いもんなんですけれども、企業庁は一緒のような項目、年度、年度でやられているんですけれども、単にこれ投石といいますか、石のほうを放り込むという形をとられているんですけれども、何というのですかね、特殊メーカーさんのこの高い機材ではなくてですね、もっと形を変えて、毎年これ年度年度、これあと何年続くか、ちょっとあとでご説明いただけたらと思っんですけれども、形を変えて、もっと安い形ですてですね、規模を大きくするとか、そういった形のお考えを今後、ご検討いただけるのか、その辺を教えてくださいましたらと。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これやはりですね、漁業関係の方の皆さんからの要望がございますので、そういったことで継続してまいっております。そういった意味でですね、それが形を変えて、そういう漁業関係者と、地元のスギやヒノキですか、尾鷲市も行いましたが、ああいうこともできるかと思っますし、今後ですね、そういう形につきましては、いろいろと検討していきたいと思っますんで、また、何かいい案がありましたら、ご指導いただきたいと思っます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

今の第1次産業について、町長は予算も付けていろいろやられているんですけれども、この総合計画、これ平成16年のですか、主要産業というのをこう見させていただいたんですけれども、この当町でですね、第1次産業が10%、そして製造業、建設業含む2次産業が20%というふうになっておりまして、残りの3次産業が70%なんですけれども、この1次産業を除いた90%の地元の企業に対する施策というのがございましたら、教えてくださいましたらと思っます。

す。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町といたしましてはですね、先ほど申し上げましたように、1次、2次、3次ということですね、1次へ入れたものを、やっぱり2次、3次のところでもですね、やっぱりそれが経済波及してこないかという問題がございます。そういった部分ではですね、例えば工業誘致の奨励につきましてはですね、固定資産税とかそういったものの減免とかですね、そういったものもありますんで、そういった部分ではいろいろとさせていただいております。それで観光とかですね、そういった70%を占める小売業等につきましてもですね、サービス業につきましてもいろいろな部分で、それぞれの各課でいろいろと予算を付けさせていただいております。はい。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

私も建設業に携わっております人間ですけれども、建設業でもこれかなり20%近い、そういった業者はかなり仕事がなくでですね、疲弊しております。これ雇用にもつながっている部分で、かなりの人数のほう雇用をしておりますので、緊急的にですね、地元の企業の育成ということも考えてですね、今後、町長、来年度でも構いませんし、いろいろ計画をつくってですね、財政出動等をされるご予定があるのか、検討の余地があるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、若い方が建設業界に受け皿として働かさせていただいているという現状も、よくわかっておりますし、ここらはですね、以前から公共事業に依存するところも高いものですから、その辺は去年、今年とですね、緊急経済対策、国の。それときめ細かな交付金等いろいろ使いまして、例年に比べて、昨日もお話させていただいたように、16億円近くですね、出動させていただいております。そういうことで建設業界にということではないんですが、住民の皆様もですね、今まで小さな工事を町単でやるのに、してくれないという、そういう

自治会等の要望もですね、相当クリアできたものではないかと思えます。

そういった意味では、建設業界においてもですね、いろいろな経済波及もあったのではないかと思えますが、おそらく東議員がおっしゃるのは、もっとそういう公共事業は出せないのかというようなお話とは思いますが、今後もですね、町のその事業なんか出すときには、できる限り地元業者に行っていただくような配慮をしながらですね、やっていきたいと思えますので、ただ、その経済波及のために今、何かをやるということはですね、大変難しい問題、課題がたくさんありますので、それはいずれ建設業とかいろいろな住民、住む人のためにですね、なることだと思っておりますので、計画的にそれらは組み入れてですね、やっておりますので、ご理解願います。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

昨日の一般質問のほうでも話があったんですけども、やっぱり地元からの陳情とか要望等がかなり出てきておりまして、まだ積算の段階とか比率、どこまでできているのかというのが、まだ出来上がってないということだったんですけども、是非ともですね、そういった意味もご検討いただいでですね、今後やっぱり、先ほどから何回も言っているように、やっぱり若者の定住のためにはですね、地元企業の育成というのはかなり必要な部分があると思えますので、町もご支援のほうお願いしたいなというふうに思っております。

私、正直言いまして、この紀北町にお世話になりました15年経ちまして、全くの余所者なんです。で、子どもがまだ小学に通っておる1人の親でもございますので、どの親御さんもやっぱりこう感じられる部分だと思うんですけども、少子化の時代にですね、一生懸命育てて、学校の先生方や地域の方にお世話になって一生懸命に育てた子どもがですね、働く場所がないとかですね、生活ができないとか、収入の安定がないといったことで、やっぱり出ていくことぐらい本当に寂しいことはないと思うんです。そういった意味でもですね、是非とも地元の企業を保護して育成していただけたらなというふうに思えます。

町長、先ほどいろいろ地元の企業を回られたということなんですけれども、この町に大企業というのはないんです。小さい企業と中小企業の集まりで、その集合体でこの町を支えていただいているものですから、是非ともこういったシステムの構築とかですね、保護、育成できる部分というのは是非とも考えていただいで、緊急の場合にですね、是非とも財政を思い切って出してですね、そういったものを助けていただく部分も、今後、ご検討していただ

きたいなと思います。これで私の2番目の、この若者の対策については終わらせていただきます。

最後に、3番目の救急医療体制の充実についてなんですけれども、町長、所信の中にも救急業務として、救急隊員の高度な技術の習得と、医療機関との密接な協力体制の構築の推進ということをおげられております。これについてですね、教えていただきたいのと、町長が考えられる、町としてかかわれる救急医療について教えていただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

救急医療体制の充実についてのご質問にお答えいたします。

紀北町第1次総合計画の施策におきましては、広報紙等による情報の提供といたしまして、休日や夜間に受診できる医療機関の情報提供、また、救急医療体制の充実を図るため医師会などの協力を得て、救急医療体制の一層の充実を図るとともに、広域的な救急医療体制の構築に努めることといたしております。まず、通報体制についてですが、現状といたしまして、緊急時の通報については119番通報はもちろんであります。一人暮らしの高齢者の方につきましては、緊急通報装置の設置や配食サービス時の見守り事業等での対応をしております。今年度の予算は、緊急通報装置の設置につきましては530万5,000円、来年度につきましても同等の予算を計上いたしております。今後につきましては、民生委員の方々と連携して、緊急通報装置を設置していない要援護者の把握に努めていきたいと考えております。

次に、診療等につきましてでございますが、一次救急医療の休日診療に紀北医師会、二次救急医療の病院群輪番制病院として尾鷲総合病院にそれぞれ担っていただいております。今年度の予算は、救急医療体制事業負担金といたしまして、一次救急医療体制事業に150万円、病院群輪番制病院運営事業（二次救急医療）に1,566万円を計上しております。来年度につきましても同額の予算を計上させていただいており、引き続き救急医療体制の充実が図れるよう紀北医師会や尾鷲総合病院との連携をとっていきたいと考えております。

次に、応急処置についてでございますが、特別な専門知識を必要とせず、救命措置ができるといわれている自動体外式除細動器、AEDを町内の学校を含む公共施設等に設置しております。配置状況といたしましては、町内の学校などを含む公共施設に30箇所、他医療機関など14箇所の計44箇所に設置されております。また、AEDの使用法の講習につきましては、三重紀北消防組合、消防署員による救急講習会で行われており、毎月9のつく日に紀伊長島

区、海山区を隔月で実施されております。来年度も引き続き、実施する予定であります。

搬送体制といたしましては、救急車で搬送とドクターヘリでの搬送がございます。また、救急救命士の配置状況については、現在、紀北町に8名の救急救命士が配置されております。ドクターヘリにつきましては、現在、和歌山県立医科大学が運航するドクターヘリにより対応しておりますが、今後、三重県におきましても平成24年2月ごろの運航開始を想定して、準備を進めているところでございます。以上です。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

今、救急医療体制ということで、町長ご答弁いただいたんですけども、一般的に言われているのがですね、救急医療というのは素早い通報、それから蘇生、搬送、診療というふうに、一般的によく言われているんですけども、通報に関しましてはこう緊急通報装置ですか、それとか配食サービス等のところで、予算がいろいろ付けられて、今後もされるということなんです。

それから、診療に関してなんですけれども、先ほど町長ご答弁いただいたように尾鷲病院が基幹病院となっておりますし、専門の先生方がいらっしゃるということなんですけれども、町としてはかかわるのは蘇生と搬送、この2つの項目になってくるとは思うんです。それですね、町長は今、蘇生について、まずお伺いしたいんですけども、救急救命士が現在8名おみえであるということで、高度な技術の習得と所信のほうにお書きになっているんですけど、この8名から増やされるご予定はあるのか。これは広域の部分にかかってくるとは思うんですけども、その点とですね。

AED、現在、30箇所設置ということなんですけれども、今日、私ここ、朝庁舎入りましてね、ずっとこちら上がってきたんですけども、どこに置いてあるかさっぱりわからないんです。それですね、AEDもうちょっとこれ明確な場所はどこにあるかということをお聞かせいただきたいのとですね。AEDの設置を今現在30箇所ということなんですけれども、今後、増やされるご予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

救急救命士ですね、申し訳ございません。救急救命士につきましてはですね、随時これが

らも増やしていく予定だと思います。そのようになっていると思います。

それとAEDですけど、今年度の予算にも赤羽中でしたですか、小だったですか。赤羽小学校を設置することによって、各小中学校にはこれですべて設置できるということでございます。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

来年度は赤羽小学校ということで、はいわかりました。例えばなんですけれども、これ町の車というのはかなり台数あるんですけれども、そういう町が、例えば建設課ですと、かなり山奥まで行かれていたりするんですけれども、よく都市部のほうに行きますとですね、車にAED搭載車といって、書いてスポンサーを募って、例えば何々ということでリース代を地元の企業に負担して、宣伝と兼ねてということで多々やられている。こちらの紀北町でも何か地元の企業さんでもやられている。そういったスポンサーを募ってリース料を負担していただいて、そういった形をとられている業者さん等もありますし、ほかのところの自治体もございまして、その辺等のご検討の余地があるのかということ、教えていただきたいと思っております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員ご提案のようにですね、緊急車両等もございまして、そういった車両についてはですね、今後、考えていきたいと思っておりますので、はい。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

それと、ちょっと私、今日、朝本当に気づいたことなんですけれども、これどこに置いてあるのかさっぱりわからないような現実です。これわかるようにしていただきたいなということなんですけれども、ちなみになんですけれども、これ今、このAEDの機械というのは2月25日付で大規模なリコールが入っているメーカーさんのやつではございませんよね、ということと。これ各メーカーさん、今、毎日の点検というのを通達出されているんですけれども、その辺の点検状況等をお聞かせいただけたらと思っております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉課長から、少し答弁させます。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

申し訳ございません。今、その電気とか、切れたとか、そういったようなことは、ちょっと確認はしておりません。はい。

川端龍雄議長

町長、答弁できんだのを当ててもちょっと困りますので、その辺の確認をしていただきたい。

尾上町長。

尾上壽一町長

今、福祉のほうのですね、担当がそういう点検、すみません。危機管理課長から。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

お答えします。電池の交換なんですけども、これは今年に予算をみてですね、今、ちょっと福祉課長とは違うんですけども、訂正させていただいてですね、電池のほうの交換はやったところがございます。それとですね、このリコールの話でございますけども、ちょっとリコールの話は私、その対象の機械かどうかというのはです、まだ確認が、ちょっと今のところ状況をですね、私のほうにもちょっと入っておりませんので、そこのところを確認しておりませんので、早急に確認しましてですね、点検、メーカーのほうを調べたいと思います。すみません。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、そのリコールの話もですね、担当のほうも存じてないようなんですが、車でしたら、そのメーカーからリコールがくると思いますんで、おそらく違うメーカーではないかと思

ますが、こういう本当に緊急の機械ですので、もしそういう不具合があったらですね、そのメーカーのほうも責任を持ってくるものと思っておりますが、確認をさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

メーカーに該当しないというのでしたらいいんですけども、やっぱりこれ日々の点検というのを確実な実施のお願いというのは、これ各AEDをつくられておるメーカーさんというの、これ出てますのでですね、どこにあるか一般の住民の方にもわからないというの、ちょっとどうかと思う部分もありますので、それプラスですね、やはり日々の点検というのをこれしっかりですね、いざとなったときに打てないというような、大変なことになってきますので、その辺、是非ともご改善のほどをお願いしたいと思います。

それとですね、最後に先ほど言いました救急医療体制についての搬送なんですけれども、日本人の死因なんですけれども、悪性新生物、これいわゆる、がんです。それから心疾患、脳血管疾患とあります。この中で緊急性の必要のあるものとしてはですね、これは心疾患と脳血管障害であるというふうに思われます。心疾患に関しては尾鷲総合病院にご専門の先生がいらっしゃいますので、その搬送体制はしっかりされると思っておりますけれども、脳血管障害なんですけれども、これ残念ながら尾鷲病院は週に2回の今、体制になっているということなんですけれども、今、先ほどドクターヘリとかそういったお話あったんですけども、現実のところなんですけれども、例えば頭に脳卒中が起きた場合にですね、こういった今、体制で、搬送体制とられているのかというのを、教えていただけたらと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

脳につきましてはですね、松阪中央病院とか松阪済生会、山田赤十字のほうへ搬送をいたしております。転送が必要であると医師が判断した場合は、医師と看護婦が同乗して管外の病院へ搬送するというような、そういう流れになっております。

川端龍雄議長

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

私もいろいろこう、実はこれ私、大変脳血管というのを気になっておりまして、私サラリーマン時代にですね、某製薬会社におりまして、脳梗塞の後遺症の改善薬の治験というのをずっと長いこと携わっておったものですから、やはり今でもですね、治療の観点から見てもですね、それからあとやっぱり後遺症の関係から見てもですね、やっぱり時間との勝負というのが、これ多々考えられます。やっぱり救える命もありますし、後遺症、今やっぱりこういった場合に寝たきりになる患者さんもかなり出てくる可能性がございますので、その辺のやっぱり搬送体制というのを、もう一度ご確認していただきたいなというふうに思います。

最後に、まとめに入らせていただきたいのですが、今日なんですけれども、この一般質問で住民アンケート調査の上位3項目について、ご質問させていただきました。救急医療体制につきましては、これこの町に今まで貢献していただいたお年寄りの方が、これ対象になってくる項目だと思います。

それから、若者の定住対策と企業誘致については、今、それからあと、これからですね、この町に貢献していただける世代の切実なる願いだというふうに私は感じております。来年度は紀北町の総合計画の見直し、後期基本計画の策定の年であるというふうに聞いておりますので、尾上町長政権下で初めて町民の皆様の前にお示しになる場所でございます。是非とも住民の声と要望の高いものをですね、具体的に目標と施策をお示しいただけたらなというふうに思っております。

今、災害もございます。この町をどうするのかとか、どのような方向に進むのか。それから例えばですね、この町は、この港はどうするんだ。こういったところ、町にどういった避難所を設けるんだとか、この港の整備はどうするんだとか、こういったところに商店街をつくりたいんだ、こんな企業誘致をしたいんだということをですね、道路も含めてこうつくってですね、具体的なマップ形式にでも構いませんので、いろんな団体とか住民の方々とも相談しながら、わかりやすい形でですね、この町の将来の形、町長の目指される形をですね、是非ともわかりやすく町民の皆様にお示ししていただけたらなというふうに思います。この点について、最後に町長のご意見をお聞かせいただいで、私の質問を終わりたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、やはり住民の皆さんに対して説明責任というのもございます。ただ、計画的に示しにくい部分もございますので、各課、各担当では一応それぞれの

計画に基づいて、それぞれの施策を進めております。そういうことを考えますと、議員おっしゃるように私の目指すまちづくりがですね、実行されるためには、一つずつ塗りつぶしながら計画性を持ってですね、行っていかなければいけないと思いますので、議員各位のですね、ご理解ご協力を賜りたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

以上で、東貴雄君の質問を終わります。

次に、6番 入江康仁君の発言を許します。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長の許可をいただきましたので、通告に従って平成23年3月議会での一般質問をいたします。

最初に、1つ目の前回の12月議会に質問をしたことに対しての進捗状況と実施状況を確認いたします。また平成23年度の尾上町長の住民目線での目玉となる最重要施策はどのような施策であるか、また平成23年度一般会計予算のどの部分に反映されていますかが、1つ。

次に、これは12月議会での質問、進捗状況でございます。紀北町の町民の皆様が気兼ねなく、町長や職員に対して、紀北町への思いや意見、要望を伝えるための目安箱、意見箱、要望箱というようなものを置くことを、紀北町町民に代わって要望いたしました、どうなっているのか。

次に、これは平野隆久議員と重なる部分があると思いますが、戦後65年、この紀北町の振興に頑張ってきていただいた、高齢者の方々のための老人ホーム赤羽寮の改築についてであります。

次に、3つ目。高齢者の足となるべき巡回バスについてであります。

次に、やすらぎ苑のマイクロバス補助金2万円が予算案にあがっていないが、どのように考えているのか。

次に、防災につながる街灯について。

次に、地場産業の振興について、引本湾、矢口湾の利用による水産業の振興について。また外湾漁業長島漁港の振興と漁獲高の振興について。

最後に、次のこの紀北町を担う若い人たちの雇用と少子化問題について。

以上、12月議会に質問した進捗と実施状況の町長の答弁をお願いいたします。

2つ目は、水道行政と紀北町水道水源保護条例に関してであります。

3つ目は、損害賠償に関してでございます。これは後ほどやらさせていただきます。まず、答弁をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

進捗状況ということで、大変多く質問をいただいたように思います。それで目玉ということですね、やっぱり昨日もお答えしたように、紀北中学校の問題とかですね、庁舎の問題、それから損害賠償の問題、そういった部分がいろいろあります。またソフト的な部分ではですね、健康スポーツに力を入れていきたいという部分がございます。あと高齢者等につきましては、昨日もお話させていただきましたように継続してですね、交通弱者、そういった部分についても助成をしていきたいと、そのように思っております。

目安箱等、意見箱等につきましては、アンケートを用意してですね、それに対して投稿していただくというような形をですね、今、考えているところでございます。

老人ホームにつきましては、住んでいる方の生命を守るためにですね、住環境の確保等をやっております。今年度につきましては床の改修が入っております。

巡回バスにつきましては、昨日もお話させていただきましたが、買い物と通院を目的とした午前中の日に5便、往復含めてですが、バスをやっていくと。

やすらぎ苑の助成については、残念ながら、今年度の予算にはあげることができませんでした。

防災関係につきましては、矢口とかですね、三浦の防災、これが大きな事業としてですね、今、国の認可をもうらべく申請をしているところでございます。また、津波に対しましてですね、今後も津波避難路の問題等について、取り組んでいきたいと思っております。

地場産業につきましては、1、2、3次産業をですね、6次産業化して、地域のブランド等、そして価格の安定等を図っていききたいと、そのように思っております。

漁業関係につきましても、築いそ等いろいろな施策を本年度予算にも盛り込んでおります。

若者に対する対策といたしましては、先ほどお話させていただきましたように、子育て支援、それから就職の場を確保していくことに、どのようにすればいいかということで、1つの例としてはそういう介護施設もですね、1つの雇用の場の受け皿として当地方ではなっているのではないかなという考えでございます。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、町長、1つずついきます。この目安箱、意見箱に関してはね、町長、12月議会にこれ本当に予算も何も要らないで、私が言ったのはアンケートじゃなくてね、町民そのものが紀北町の、思ったときにいろいろな町行政、また町長に対しての要望、紀北町の思いを率直に伝えられるような感じの中で、気兼ねなく入れられる箱だけつくったらいいことなんです。それをアンケートだ、何だということは、僕は聞いてません。目安箱、要望・意見とアンケートとは違いますよ。そのところはどうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

アンケート等というような感じでお話させていただいております。アンケートも、こちらから尋ねたいことも書きたいし、その下にですね、意見も書けるようにしたいと、だからこちらから住民の皆さんにですね、こういうことを住民の皆さんどう思いますかということも投げかけもしたいし、意見もいただきたいということで、もちろん下のほうにはですね、ご意見の欄を付ける。そういう形をですね、今、考えているところでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、そのアンケートは、そんなら年何回実施するんですか。この人たちは思ったときに自分の気持ちを伝えたい。ただ僕は予算も要らない。箱だけ置いたらいいんだって、そういう住民目線のあなたが行政を目指しているのにね、本当に町民のその気持ちそのものを伝えることを拒否するようなやり方では、住民目線ではないじゃないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言葉足らずのように思いますが、決してですね、年何回というのではなしに、入江議員がおっしゃるようにですね、例えば支所とか本庁へ置かせていただきまして、そこにそういう用紙を置かせていただいて、いつでも投函できるという形でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんなアンケートしたら、アンケートでまたそれは確かに町としてのいろんな目安になるかわからん。そやでいろんなものの資料つくったりせんでも、町民が考えて何もしないで思いを伝えられるような、これ簡単なことなん。箱置いたらいいだけですよ、町長。何勘違いあんたしておるか知らんけど、それ1つできないのにね、あなた町民目線の行政をやるんだというようなね、本当口から出まかせのようなことは、もう答弁もよしてくださいよ。箱だけ置いてくださいと言うておるの。その運用もできないんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

箱だけ置いてくださいというのは、あなたの考えでございます。私はですね、そういうアンケートこちらから、例えば窓口の対応はどうでしたかと、そういうこともこちらからも問いかけたいという話でございますので、箱だけ置けばいいという問題ではなしにですね、こちらからも問いかけたいということで、アンケートということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

はい、わかりました。これ以上討論やめます。だから、もう置かないということですね。

尾上壽一町長

置くという話です。

6番 入江康仁議員

アンケートのあれでしょう。置くんですか。あんたはアンケートの入れるものを置くというたんじゃないの。

川端龍雄議長

町長、私語はちょっと慎んでください。

尾上町長。

尾上壽一町長

誤解を与えるような発言で申し訳ございませんが、私は置かさせていただいて、意見やアンケートのものを入れていただくということ、先ほど言ったように総合支所や本庁に置かさ

せていただくということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

置くんですよね。そんならどういような、その箱はどういような名前の形で置くんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

箱の名前はアンケートとかですね、ご意見箱とかでよろしいかと思ひます。

ただ、その目安箱というのはですね、私、インターネットで昔、目安箱と書いてご意見いただくようにしましたら、お前一体何様やと、それは徳川様がやったことやろと言って、お叱りをいただいて、それを直ちに意見箱ということで、変えさせていただきますんで、そういうことも配慮しながら名前を付けたいと思ひます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではよろしくお願ひします。

それでは巡回バスでございます。これは本当に戦後65年、この紀北町のために頑張ってこられた高齢者の方々の足となる巡回バスの実施をお願ひしたいという中で、いろんな予算の中で質疑を聞いていると、この空白地帯、地帯というけど、私は既存の今の三重交通がやっておる既存の路線のところにも置いて、時間が合わないということで大変使われないあれもある。だから空白地帯はなおさら必要ですよ。しかし、そのところを町長は、この12月議会です、私は高齢者、また老人ホームの方々とその話し合いに乗ってくださいと、行ってくださいと言ったけど、行ったんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身はですね、高齢者の方と話しておりませんが、担当課は老人クラブ等とかですね、そういったところへも行って話を聞いております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この巡回バスは、以前、紀伊長島町も実施したことがあります。2、3カ月。それでこれは営利を目的としてないの。当然、福祉を絡むから赤字になるでしょう。だからこれは町の経営で、福祉事業としてやらなあかんよということなんです。それを乗るとか乗らんとかいうんじゃない。必ずこれを長期にやっていたら、必ず利用する人が増えてきます。2、3カ月のアンケートでは絶対わからないですよ、町長。そのところはどうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空白地域で、まずその試験運行をしたいということでありまして、その2カ月、3カ月で止めるというものではございません。それとですね、昨日も答弁させていただきましたが、既存のバス路線との問題等もございますので、そういうところを検討しながらですね、今後どうやっていくかということでございます。もちろん今の既存のバスも、それからこの巡回バスもとても採算性からお話をすれば、できないものだと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

とにかく空白地帯を埋めるということとね。その中で、また今私言った路線バス、既存の路線バスのとこでの時間の調整、この中でまた増やすなり、増便するなりのとこ、また考えてやっていただきたいと思えます。もう実施することには感謝いたしております。

次に、防災に対してですけど、防災の答弁、町長、私はね、矢口湾の防波堤とか三浦の湾岸整備をいうておるのじゃないんですよ。12月にしたの街灯をいうておるんです、街灯。先ほども言うたように防犯につながる街灯についてとていうておるのに、そしてこの、あなたの言っているこれ、今回の予算のときでもいろいろな答弁の中でですね、最重要課題みたいなことも言ったけど、これはあくまでも前町長、奥山町政のときの流れじゃないですか。あなたがやった事業じゃないでしょう、これは。そのために調査予算も出しておったんでしょう。

そうじゃない、私の言っておるのは、あなたも言っておるようにね、通常防犯に使えるような街灯の整備、これは長島のことばかり言っていたらいかんから、海山のほうでもたくさ

んあると思うと。次の議会までに町長あなたが集約して、どんだけの街灯が必要であり、どんだけの陳情がきておるといものを早急にまとめて、3月議会にはそれをきちんと答弁できるようにしてくださいと、それぐらいの予算をやっていくんですねと、その答弁として十分、今、議員がおっしゃったように、十分把握したうえで、より危険なところから付けていくべきだと思っておりますと、あなたどのような把握で、どのようなあれを持ってやったんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前奥山町長からの流れということですが、行政というのはですね、そういう流れを途切ることなくですね、必要なものは続けていくということが肝心だと思っております。またそれとですね、街灯につきましては、本年度予算で皆様にお認めいただければ13基、ソーラー用のですね、街灯が重点的に避難所の近くに付ける予定となっております。

6番 入江康仁議員

いやいや場所は。

川端龍雄議長

町長。

尾上壽一町長

それでは担当課長より、場所についてはお答えいたします。

危機管理からお話させていただきます。

川端龍雄議長

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、すぐ持ってきます。すみません。お待ちください。

川端龍雄議長

大分、時間かかるん。お答えください。

五味啓危機管理課長

それでは場所を報告します。三浦小学校、西小学校、東小学校ですね。それと志子小学校、赤羽小中学校、呼崎の愛宕山登り口、志子区公民館新設予定地、本町仏光寺の裏避難路合流

場所、中ノ島避難階段、三船中学校、上里小学校、船津小学校、長浜避難路階段付近、以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、今のね答弁の中で学校が多いんだけど、私は町の中の防犯に対する街灯ということ言っておるんだけど、町長、この今の学校のほうのはどんなんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防災という話やなかったですか。防災ですね。ですからですね、防災という意味で皆さんが避難してくる中の多いところを重点的に、まず今年度付けさせていただきます。それで順次ですね、そういったものを付けていくということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

私は言ったのは、海野地区の町の中の街灯とか、そういうような町内の街灯を私言った。それは防災ではいいですよ。いいですけど、それやったらそれでもいいです。しかし、次に今度は逃げるのにね、逃げる途中が何も真っ暗やったらどないもならん。だから、その次のときにはそれをつくるように早急に仕掛けてください、今回の災害でもわかるようにですよ。そこはどうですか、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろですね、まだまだ要望のところはたくさんございます。そういった意味ではですね、海野をはじめいろいろなところへ、特に山の斜面なんかそういうライトがない部分もございまして、付けていきたいと思っております。

それとですね、やはり全部には付けていきたいですけど、やはり昨日もお話させていただきました。自分の命は自分で守る。そういう意味で自助というところですね、ライトやそういう食糧とかですね、避難袋等置いて、ヘルメット等も準備していただいておりますね、そ

うしていただくのが、まず第一のそれぞれの命を守っていただくことではないかと、そして行政がですね、議員おっしゃるように、できる限りそういった配慮して付けていくということでございますので、ご理解願います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、自分の命は自分が守るだ。当たり前なんですよ。衣服を持った、持つもん持って逃げた。逃げようとしたら町の行政である街灯が消えておった。道はわからん、そこはどうなんですか、そんなら。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、地元に住んでいる人が地元で逃げるんです。地理感はありますので、ライトなんかも持っていただいて、そこで守っていただく。それと行政もですね、先ほどお話しさせていただきましたように、随時、要望と、その危険度等をこちらでいろいろと選択させていただきますして、今後もそういった防災関係、防犯関係のものを付けていきたいということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、ちょっとあなたの考えとは防犯に関してはズレますけど、もう地震も昨日も富士山の富士市ですか、富士宮市ですか、下った。どんどんどんと今、この東海沖地震、また東南海、南海地震というような、以前あったようなものが繰り返されるんじゃないかと、一番。今までは今回起こった仙台沖、東北沖のあれじゃなくて、この東海沖が一番重要視されておるんですね。その中でね、やはり防犯も自分の命は自分で守るというたら、これ一言で終わりですわ。何にもすることはない。そこをよう考えて答弁してくださいよ、町長。それはこのままいってもね、あれですから、その街灯を今度は増設することを要望しておきます。

次に、やすらぎ苑の補助金、この辺に対しては、これは約束をといるときは、あなたは前回、時代の変遷とともに約束も破るといふのじゃないけど、できんこともあると言ったけど、

それでは今までやった議員さんが言っている、今、昔は約、サイクルは、時代のサイクルは30年と言われておった。今3年ぐらいでのサイクルじゃないですか。それだったら今までの皆さんの質問した紀北町の長期、中期計画というのは、これ早急にどんどんどん見直さなあかんのじゃないですか。あんた真剣に答えておったけど、そのところはどんなんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな方、議員をはじめ町民の皆様からもですね、いろいろな質問を受けます。そういう中で、毎年ローリング計画でですね、毎年、毎年見直しをしながらやっておりますので、その辺につきましてはですね、いろいろなご要望等いただいても、皆さんのおっしゃるところをそのままできない部分もありますので、昨日もその点についてはお詫びしたところでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやいや、だから私は言っておるのは、長期、中期の計画を早急にも見直さなあかんのと違いますかと言うておるの。お詫びじゃないと、あなたの考えを聞いておるん。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは先ほど申し上げましたように、毎年ですね、ローリングしながら、毎年、毎年PDCA、そういうことでチェックをしながらですね、見直しておるところでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

見直しておるんだったら、皆さんもうちょっと資料もどんどんどんと数字変えやなあかんのと違う。先ほど東貴雄議員言ってたように、地場産業10%、2次産業20%と、このような数字はどんなんですか、そんなら。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

第1次総合計画等につきましてはですね、5年に一度ということで、毎年あれを作成して数値を変えらるというものではございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その5年にあたる時期はどの時期ですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

24年度ということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

次にですね、地場産業に関してのことですけど、引本湾、矢口湾にあるいろんな振興ですね。前は赤貝とか、いろんなことをやろうとしている人たちがおるけど、どういふような考えを持って育成していくのかと、あなたの答弁の中にも、やはりこのリーダー的な者を育成しながらという所信表明の中にも入ってますけど、その辺はどうなってますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、やっぱり産業というものは、やっぱり個人個人がですね、会社が頑張っていたくもんだと思いますが、そういう中でですね、どういふことができるか、例えば今回の養殖業者の方がですね、ハード部分も結構ロープが切れたり、イカダがということがございますので、そういうこともですね、今後、考えていきながら、手助けできるところは手助けしていきたいと思ひます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、その赤貝とかその人たちのですね、今からやろうと、新しくやろうという、こ

れ事業ですね。どのようなその方々との話し合いなりしたのか、どういう情報を得ているのか、ちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

赤貝等につきましてはですね、そのやってみえる方ともお話もさせていただきました。そういう中で、今年度ですね、被害を受けてしまっているというようなお話もいただいておりますが、そういう中でですね、ある会社と三重県がやっておるテクニカン冷凍のものもですね、ご紹介させていただいて、それによってどういうことができるのかということも、その方たちも勉強し実践したように聞いております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そのところよく支援をするように、またお願いいたしておきます。

次に、地場産業の外湾漁協の長島漁港の漁獲高のことなんですけど、今回、この町長は前回の質問の中でですね、基本的には考え方は一緒でございますと、いろんな団体組合の方とお話をしながら、どうすればいろんな漁協の皆さん、そういう林業もそうですし、漁業もそうですけど、そういった部分でチームをつくりながらでもですね、どうすれば地元の第1次産業が活性化するか、その努力をするのが私どもの努めだと思っておりますと。これ今回、私ども長島漁港の活性化ということで、検討委員会をつくって陳情も来ましたが、どのようにお考えですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんがですね、いろいろな立場で活性化について考えていただくと、これは先ほども申し上げましたように、やはり産業はですね、やっぱり基本的にはその行っている方が努力していただくということですが、ご要望いただいたことにつきましてはですね、いろいろと検討はさせていただいておりますが、現時点では結論が出ていないというような状態でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

結論が出てないと、今回はね、東北沖のこの災害は、本当に被災にあった方々にはね、お悔やみ申します。しかしですね、これを1つのいうたら転換期というか、そういうような考えを持ってですね、今本当に東北地帯の、この地方に行っている、船主の方々が持っているその寄港地ですね。寄港地は大変な被災にあっている。実際、行くにも行けないようになっている。その中で、実際、今この紀北地域もですね、我々が経験する中では室戸台風、伊勢湾台風という経験をしながら、本当に今のその被災地と一緒にような状況になっておりました。しかし、この地域も皆さんの今の高齢者の方々のお陰で復興した。その中で、その漁船の人たちが今行くところがなくなった。これを契機としてですね、地元へ戻って入ってもらえるという施策なんかは考えてないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この大震災があまりにも突然でございまして、今もまだ現地では被災中ということですね、そこまでまだ検討はいたしておりませんが、いずれにしろその寄港して、お魚を揚げるということですね、そういう不自由があれば、できれば寄っていただきたいと思うところは同じでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これも町長、まだね、この間、その検討委員会の方々の陳情とあれとされた。燃料の高騰にもよっていろんな助成金ということで、陳情しています。その中で前向きに、その早くですね、やはり実施できるようにせな、こんな今回、陳情出したは、あと1年後だったら、これは話になりませんよ。そこのとこちょっと十分に考えていただいて、波及効果ということを考え、また地場産業の隆盛が起こるんだというぐらいの気持ちで、やはり瀧本議員も言っておったけど、入れるところには入れてもらわな困る。そういうようなところのね、生きるお金を使うようにして行政としてやっていただきたいと思いますが、どうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、緊急的に行うのは、こういった助成も必要かもわかりませんが、まずは今、被害を受けられた養殖関係の方とかですね、そういった方に対する予算としてはですね、そちらのほうに回すべきではないかと考えております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あっそうですか。それは確かにね、被害にあわれた引本のほうでも養殖している方々があつたと、それは当然そちらのほうに回すべきだと思う。どれぐらいの予算か知らんけど、そやけど気持ちみたいな金額じゃないでしょうね。それだけは確認しておきます。そんならそれをやったあとでも結構ですから、これを振興するような考え方をやってくれますね、どうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この要望書ですか、に準じることはですね、現時点でやる、やらないという判断はできないものと考えております。それは今後、検討をさせていただくしかないのかなと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そこを期待しております。

それで最後の雇用と少子化問題なるけども、東貴雄議員との重なるところも部分もありますんで、これはこれでいいと思います。

次にですね、2つ目に入ります。2つ目は水道行政と紀北町水道水源保護条例に関してであります。私は紀北町水道水源条例は紀北町の町民に不利益をもたらす条例であるから、廃案すべきだと思っております。町長の所信表明の中で、合併後も直ちに統一されず旧町それぞれ条例で暫定施行しておりましたが、平成22年6月に紀北町水道水源保護条例として一本化いたしましたと言っているが、ここまではいいが、水道水源保護条例の一本化に対して、最重要問題だから、当然、町長が陣頭指揮をして、どのような職員を入れて協議したのか、

答弁をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次に、水道水源保護条例につきましては、議員全員協議会を3回開催させていただきました、十分ご議論いただきました。また住民の皆様にも広報によるお知らせや、水道水源保護地域を示す図書を縦覧に供するなどいたしまして、これまで旧紀伊長島町と旧海山町の合併後も直ちに統一されず、旧町それぞれの条例で暫定施行しておりました条例を、平成22年6月に紀北町水道水源保護条例として一本化をいたしております。

そして、この条例の目的は、水道法の規定に基づき、紀北町民が安心して飲める水を確保するため、紀北町の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的といたしております。したがって、本町といたしましては、水源地における工事のみならず、水道水にかかわる工事につきましては、この条例の基本精神によって実施されるものであり、この条例の目的がきちんと運用されるよう努めていきたいと考えておりますし、県に対しても、同様にこの条例の主旨をご理解いただいたうえで、ご協力をお願いをいたしております。そういうことから、この条例を直ちに廃止するということは考えておりません。以上です。

6番 入江康仁議員

答弁不足。職員を入れてどのような審議をしたのか。

川端龍雄議長

はい、どうぞ。

尾上壽一町長

水道課ですね、そういった弁護士の方にも相談もしましたし、最終的には議会でも先ほど申し上げましたように、議員の方々に賛同、全員協議会を開きまして、ご意見をいただいたうえで、ご可決いただいたということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、この条例をつくるのはいいですが、準備書面等の10号ですね、しかし、本件審議会は水文学の専門的知識を必要とし、役場職員では能力的に対応困難、専門的知識のな

い役場職員だけでかかれる指導は困難であったと、記述しておくが、能力のない職員をしてね、担当課を入れて何が条例つくれますか。そこはどうです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道課長よりですね、経緯等をまずお話させていただきます。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

条例の経緯でございますが、まず平成21年にですね、検討委員会を開催しておりまして、構成としましては弁護士、それから水道水質の精通者、それから水域環境学専門学者、それから住民代表等で委員10名で検討会を2回行っております。その後、議員全員協議会によりまして、21年2月、それから22年4月、22年5月に全員協議会を行っております。

で、その後ですね、津地方検察庁とのいろいろな罰則規定等による協議を行っております。また水源保護条例の内容については、弁護士等も調整を行いながら進めました。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではですね、この条例を法律条例等をつくるときはね、まず最初にやらなければならない必要事項は、他法令、他条例との整合性であるんですね。そこはどのような審議をしたのか、答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道課長より答弁いたさせます。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

水道法に基づきまして条例は作成いたしております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

水道法だけじゃないでしょう。それではさ、紀北町には水道水源保護条例の総則、ちょっと読んでください。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

それでは、紀北町水道水源保護条例（目的）第1条を朗読をさせていただきます。

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、紀北町民（以下「町民」という。）が安心して飲める水を確保するため、紀北町（以下「町」という。）の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね。これは水道法に則ってこの水道水源保護条例をつくっておるんですね。それじゃ、紀北町には紀北町の行政手続条例がありますけど、ここの総則を読んでください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

総務課長のほうから朗読をいたさせます。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

紀北町の行政手続条例の第1条に、目的等がございますので、その部分を朗読をさせていただきます。第1条 この条例は行政手続法（平成5年法律第88号以下「法」という。）第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、本町の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。第2項として、処分、行政指導及び

届出に関する手続きに関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。というふうになっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね。これはあくまでも町民に対して平等に何もかも、その中で、次に審査基準、第5条と理由の提示、第8条、そして処分の基準、第12条、これをちょっと読んでいただきたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

総務課長から、また朗読させます。

川端龍雄議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

申し訳ございません。まず、5条でございますが、5条につきましては、審査基準を規定したものでございます。第5条 行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。第2項が、行政庁は審査基準を定めるに当たっては、当該認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。3項が、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備え付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。というのが、第5条でございます。

次に、第8条でございますが、第8条につきましては、理由の提示を規定したものでございます。第8条は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請者の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったとき、これを示せば足りる。それから2項がございます。前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により

示さなければならない。というのが2項でございます。

続きまして、12条でございますが、12条につきましては処分の基準を規定したものでございまして、第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか、又はどのような不利益処分をするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。2項には行政庁は行政処分を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質を照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。というふうに記載がされております。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その審査基準、数値というのはどの部分に示されていますか。水道水源保護条例に。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

示されていないと今、担当のほうからお聞きしました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

示されていないということは、これ条例違反ですね。違いますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

示されていないのは事実ではございますが、こういった示す方向に向けてですね、今、検討しているところでございました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、こんな答弁は許せんですよ。これは紀北町の条例としてね、こんな答弁はあかん、これ止めやな。あほなこと言うた。これはね、総則を読んでくださいよ。あんた理解してお

らへんのや、総則は。町民に対しての条例でしょう。あんたは。あほなこと言っておったらあかんよ。これ町民に不利益与えてることで、あんた総則もう一回読んでください、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、そういうことですね、行政手続法における取り扱い日数なんかは、条例には載っていないということで、今、準備をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、ご理解で済む問題じゃないですよ、これ。実際これは、そやけど議員の方々も議決した、あんた方も責任あるよ。この整合性のない、まして紀北町でつくっている条例の行政手続法に違反しておる条例じゃないですか。それは許せない。それはどうですか。まだまだ出てくるよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その部分ですね、誠に申し訳ないですが、行政としてですね、しっかりと対応していくということなんですが、そういった基準がですね、できていないのは事実でございます。ですから、そういった部分につきまして、今後、精査をして変えるべきところは変えていきたいということです。

6番 入江康仁議員

これは答弁にならん、これ。これは認めておることよ、違法ということは。

尾上壽一町長

違法ではない。

6番 入江康仁議員

違法やないか。整合性がないんやで。示さなあかんやないか、基準を。なぜ付けてないかということ、これ当然審議したんでしょう。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

それじゃ、今までそのいろいろな弁護士も入れたけど、つくるまでの審議内容を議事録、皆ここへ出してください、資料。これはもう重大なことや。出さんならんわ、それは。出さないかん、そんなもん。あんたもうこんだけ言うてきたら違法やないか。まだ出てくるよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議事録というのは時間かかりますが、そういった部分でそういう話が出ていなかったから、そういうことを数字として入れることができなかつたんだと思います。そういうことですね、今現在、条例のほうにきちっと記載されていないのが事実でございます。

6 番 入江康仁議員

これ資料出してください。これはもう重大なことです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

経過等につきましてはですね、今ここに手持ちがありますので、コピーすれば出せると思います。

川端龍雄議長

入江議員、皆さんに配付ですか。本人だけでよろしいですか。

6 番 入江康仁議員

皆に配ってください。

川端龍雄議長

11時半から再開いたします。暫時ここで休憩いたします。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

休憩前に、会議を開く予定でしたが、この全員の配付することによって、もう少し時間がかかるということなので、昼1時から開催するようにして、ここで暫時休憩いたします。

(午前 11時 28分)

(休憩中に資料の配付)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

資料の配付、3部配付いただきましたが、配付漏れがございませんか。

なければ、午前中に引き続き会議を続けます。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、町長。この条例の一本化に関してですね、今、資料をいただきました。これは後ほど読んで6月議会にもまたさせていただきたいと思います。また議員の方々もこれで読んでですね、いろいろ勉強されると思いますんで。その中で、今回この町条例との紀北町の行政手続法の他法令の、他条例の整合性ということに対してはやってなかった。今、町長が言われたように基準は設けてない、この整合性についての審議はやってなかったということでもいいですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私どうもちょっと勘違いしていた部分がございます。行政手続法、条例に基づいてですね、その審査基準ということをご指摘だったわけですね。いやいやちょっと勘違いしていた部分

がございますので、はい、その部分でですね、お答えをさせていただきます。それですね、その水量とかそういったものの基準について、ここに定めていないことが、行政手続法上の違反ではないかということだと、ご質問の趣旨を思うんですが、その審査基準につきましてはですね、こちらのほうで目的ということですね、紀北町の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって紀北町の町民生活を守ることを目的とするということですね、そういった基準を定めているものと理解しております。その水道の汚濁とかそういったものを。

その審査基準ということによろしいんですね。そういうことですね、水道にかかる水質の汚濁を防止し、その水源を保護するということを目的としてあげております。そしてその審査の基準ですね、そういった部分につきましては、以前も全協でお話させていただきましたが、その基準がですね、つくるのが大変難しい部分がございます。それはなぜかということ、地形等それぞれ水脈、水域によって地域によってですね、さまざまなものでありますから、その基準として数値的なものをあげることができないので、水道水源保護審議会で審議していただくということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ここにね、この条例の目的に、やはりこの町民の権利、利権の保護に資することを目的とすると、そのためには審査方法として数値基準をきちんと決めなさいと、今、審議会というたけど、水道水源審議会委員も今のままやったら何を目的に何を審議するのか、そんなら教えていただきたい。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、条例のほうで先ほど申し上げましたように、水道法に基づきまして、安心して飲める水を確保するため、紀北町の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的ということで、審査をするということですよ。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、あなた言っておるのは、この水道水源保護条例は水道法に基づいてつくっているということはわかっておるんですよ。その中の今度は条例として、紀北町の行政手続法とあるんでしょう。そしてこの水道水源保護条例というのは横出しなんでしょう。当然、他法令、他条例ということは、市町村の条例をつくる時は三重県条例等の整合性です。しかし、この水道水源保護条例は横出したから上の条例はない。だったら紀伊長島町の紀北町行政手続法に整合性をきちんと平等に法の下での平等のために、書いてあるでしょう。5条読んでくださいよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、何度も申し上げるところでございますが、その基準というものがですね、その地域地域によって違います。ですから、そういったものを、事業の規模によっても違いますんで、基準というものをそういうこと定められないということで、ですから、そういうことを水道水源保護審議会で審査してもらって、専門家も入っていただいている中で、審査してもらおうということで、一つひとつ、これは何リットルとかそういうことですね、パイプがどんだけの太さと、そういうことはできないから水道水源審議会で審議してもらおうということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっとわからんこと言ってるやけど、その水道水源保護委員会の、審議委員会の、そんならその基準になる数値は審議会がどのように決めるんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会ですら、これを審議すると条例で謳ってありますので、その点については問題ないと思いますが。ちょっとお待ちください。

川端龍雄議長

はい、町長。

尾上壽一町長

ちょっと答弁がちくばくだったみたいだったです。審議会の中でですね、それぞれのケースに応じて審議してもらうということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、この申請にかかるこのあれは、審議会によって、委員によって皆バラバラな答えが出るわけですね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

委員によってではなしにですね、その対象となる事業についてですね、いろいろとその地域やそういった諸事情を考えて、給水の問題とか、そういうものを含めたうえで審査をしていただくということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これをやっておってもね、これ次にまたやります。6月に。それじゃこれ今、水道法に則って、この水道水源保護条例をつくっているということ言ったけど、この本当の水道水源条例というのは汚濁が目的なんですよ。その汚濁の基準はどのように決めています。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここに、先ほどから何度も一緒のことになってしまうんですが、それらも含めてですね、その地域、汚濁の場合、水道法に基づいた基準もあろうと思うんですが、それらも含めてですね、すべて水質汚濁防止法も含めてですね、検討していただくことになろうかと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

はい。

6番 入江康仁議員

議長、わかりやすいように言おうか、ちょっと。議事進行やで。議長、いいですか。

だから今言うておるのは、審議会はどのような汚濁に関してはと言うておんのにきな。一緒だ。ちょっときちんと議長、答えさせてくださいよ。

川端龍雄議長

町長、ちょっと整理して答弁。

尾上壽一町長

はい、そうですね。排出基準につきましてはですね、施行規則の中で、第8条で、条例第13条の排出基準は排出基準を定める総理府令第1条に規定する別表第1、2を準用するということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうですね。それじゃ、これ水道法に則って、紀北町の水道水源保護条例はつくったと、そんなら総理府令の規則として基準をつくってますね。それでは三重県との整合性はどのように図ったんですか。これは県の、来ておる副町長のほうがよう知っておると思うので、ちょっと。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

申し訳ございませんが、水源保護条例と水質汚濁防止法上のはですね、いろいろ申請があるかと思うんですが、その辺の手続き的なですね、関係については勉強不足で申し訳ございません。

6番 入江康仁議員

手続上と違うで、条例をつくるときに、県条例との水道法でやっておるから上位条例である、三重県の上位条例の整合性はどのようにやって、あんたらこれ審議に入っておるわけやで、どうしたんかということ。そこ審議したかと、あんたはプロジェクトチームに入っておるんやから、当然、この問題と条例は把握しておらなできんよ。これまた違う質問やけど。これ知らんでは、あんたらどないもならんで。

山岡哲也副町長

大変恐縮ですが、その点については存じあげておりません。申し訳ございません。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、そういう詳しいところまではわかりませんが、この審議会やいろいろなところからお話をお聞きしまして、そういった中で、この条例を制定したものでありまして、上位法に先ほど申し上げましたように、水道法に基づいてですね、これを制定したものと理解しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、水質汚濁、三重県の整合性をなぜかというのは、三重県には四日市公害を二度と起こさないためにも、水質汚濁防止法というのがあるんですね。そこの整合性を言っておるんです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

例えば紀北町でこういう条例をつくったにいたしましても、その県のほうでですね、より厳しい条例があればですね、県の中で行われるものですから、その県の条例の中で処分されたり、いろいろと制約があるものだと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと議事進行。こんなことではね、質問できんよ。時間ばかりとられて。要は私は言うておるのは、処分をせえとか何というのは、この条例をつくるときに他法令、他条例との整合性をつくらなあかん。仮に1つの例を言いますと、三重県は缶のポイ捨て条例をつくったときにね、3年かかっておるんですよ。缶のポイ捨てで。それはなぜかと言うたら、他法令、他条例との整合性をせんなんから、時間がかかるんですよ。まして今、町長の答弁ですよ、議長、紀北町のこの水道水源保護条例ははみ出しです。それで上位条例がないからというて、今度はそれに値するのが自分とこで行政手続法をつくっておいてですよ、この整合性もやってなかった。これはまた次回やります。

しかし、今度は水道法に則って、この水道水源保護条例をつくったと言うておるんやっ

ら、これは法律です。だからその法律に基づいて三重県は上位条例があるんです。そのためには水道、汚濁防止法というのをつくった。厳しいもんつくっておる。だからその整合性をどのように審議したかということ聞いておるんです。ここまで言わなわからんのかな。

川端龍雄議長

町長、この件に関してどうですか。尾上町長。

尾上壽一町長

整合性がどこまでしたかは、私存じておりません。ただですね、紀北町の水道水源の保護条例をするうえでですね、水道法等いろいろな法律や条例は参考にさせていただきました。各市町の条例も含めてですね。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

議員言われている整合性ということがですね、言われますようにですね、水質汚濁防止法というのが強行法規といいまして、もう絶対的な効力がありますのでね、水源保護条例をつくる時にですね、それは当然守るべき技術的な、いわゆるデータとか、詳しくないんですけども、おそらく排水量のうちの何パー、何ppmとかちょっと単位も知らないんですけども、かなり詳しいああいうのは基準が決まっていますので、委員さんの中ではもうそれは何といたのでしょうか、当然のことといえますか、当然守るべきことなので、特に議論されなかったとすればですね、そういった強行的な法規なので、当然そういう前提で、という、そういったことも考えたうえでですね、条例を決められたのではないかなということも、ちょっと考えられるのかなというふうに私は、当時、参加しておらなかったですけども、ちょっと考えさせていただいたところでございます。

6番 入江康仁議員

あなたの考えではなくって、審議会で整合性をどのように審議をしたかということ。強行性とかそんなもの、法令に基づいて、水道法に則ってということ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

四日市等についてですね、そういった厳しさをしているにしても、私どもの水源保護条例はですね、各県の整合性をとったというものではないかもわかりませんが。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

四日市の法とは違うんです。三重県の条例なんです。三重県ここも入ってます。その条例の基準はどんな基準ですか。そんならそれ把握してますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在ですね、私はそれを把握しておりません。それと、それだけ厳しいものであれば、うちの水道水源保護条例つくる過程でですね、そこで引っかければそれでいいのではないかと思いますかね。三重県の条例にですね、上位条例がまずききますよね。ですから、三重県のほうが厳しい部分があって、その基準にあたればその三重県の条例において、それなりの処置、処分がされるんじゃないでしょうか。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

法律の基本でね、上位条例を上回る市町村条例は違法だという、基本的なものありますよね。それではっきり言います。水質汚濁防止法というのは厳しい基準です。紀北町のは緩やかにしてて、川を汚していいよという条例なんですよ。こんな条例はない。だから違法だと言っておるの。そこをどのように審議したかと聞いているんですよ。ここまで言わなわからんの。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決して、この条例がですね、汚していいよという条例ではないと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

基準は三重県が厳しい基準をして、それをね、つくる必要のないものを緩やかな基準をつかってやっておるのが、そうじゃないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、おっしゃったようにですね、上位法令を越えることはできないと、今、議員もおっしゃったですね。ですから、それ以上の厳しいものをするということもですね、考えもんでありますし、そこで厳しい各県なり国の法律条例があれば、それはそれで取り締まっていたければよろしいんじゃないですか。そういう基準にあわせば。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

先ほど言ったことと言い換えになるかわかりませんが、水質汚濁防止法の規制というのは、もういわば法の網がですね、現にかかっておりますので、その何というんでしょうか、前提に立ってですね、この水源保護条例があるというふうに考えられるのではないかなというふうに私は受け止めております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

副町長、全然その考え方は違うよ。ここにあるのはね、三重県の実生活環境の保全に関する条例第2章第5節で載っておるんです。それで水質汚濁防止法とあります。そこに対しては、要は私は言いたいのは、何も三重県が厳しい条例を網かけてつくってあるものを、緩やかにする、町の水を汚す、あの三戸川、県の管理下です。汚すようなこととして条例つくっていいのかというの。そこの審議するとの整合性はどうなんだというの。いいんだったらいいんでええんさ。だから議長、ここだけはっきり答えさせてください。だから三重県は厳しい条例をつくっておるけど、紀北町の水源保護条例は緩やかに、総理府令ぐらいの規則にしてある、水準基準は。だから汚してもいいんですねと、汚した場合は三重県から罰せられないんやろなということのどこを、ほんならきちんと答えてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

汚してもいいという条例ではありません。それはですね、必然的に県なり国の法律が生き

ておりますから、それはそれでそれなりの規制なり、その基準を守るということが必要だと思えます。だから汚してもいいと、これは紀北町の水道水源保護条例でございまして、それにつきまして、皆さんで審議していただいて決めていただいて、紀北町としてはこういった目的に、いや趣旨に沿ったものをですね、守っていきましょうという条例でございまして。

川端龍雄議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

議長、議事進行。今の答弁になってないというのはね、要は三重県が厳しい条例をつくっておるのに、今、緩やかにして汚してもいいんかと、ほんなら今、これは紀北町で条例つくったんだと、その中で汚してもええということはないけど、これを守っていただきたいんやと、そんなら紀北町で緩やかなというのだから、総理府令だったら汚すことになりますよ。汚しておいたら、紀北町には罰せられないけど、三重県からやられませんかということなんです。そうでしょう。そこのとこの整合性もきちんとやったんかと、だからそこでちょっと一旦座って質問に変えます。今の部分はともかくね。

川端龍雄議長

はい。

6番 入江康仁議員

その中での答弁をお願いします。

そしてもう1点は、水道課長も前からいっているけど、警察庁に向いてね相談、指導は行っておると思うんです。そのときに何日に、それでまた何回行ったか、そしてどういう指導か相談をしたのか、これちょっと教えていただきたい。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

すみません。津地方検察庁との協議でございまして、21年1月15日に職員3名で、まず協議に行っております。その後、21年4月9日、21年5月21日、21年5月26日と、津検察庁のほうにお邪魔して、いろいろご協議をいただいております。で、あとは電話指導等でご連絡をいただいております。それから職員でお邪魔していますのが、22年4月5日、それから5月24日にお邪魔させていただいております。以上です。

6番 入江康仁議員

それでどういう指導か、どういう相談かの内容聞かせてください。

奥川英水道課長

内容ですが、前回もご説明させていただきましたように、罰則規定のところの文書表現等が正しいかということで協議をさせていただいて、で、いろいろ修正等をいただき、それに指導に基づいて修正を行っております。以上です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、何度も申し上げますように、紀北町としての考え方を表した条例でございます。ですから、紀北町の中においてはこの条例に従ったことをやっていただきますし、県の中であれば県の条例でしていただくという話、国であれば国の法律に沿ったですね、ことをやっていただくということで、私たちはそれは厳しいとか緩いとか汚してもいいという問題ではなしに、紀北町としての条例としてこれは制定させていただいたということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんなら私ら何、どこの法律、条例を遵守したらいいんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはですね、国の法律も守らなければいけないでしょうし、県の条例も守らなければいけないでしょうし、紀北町のですね、条例もこればかりではございません。いろいろな施設の借り賃とかそういうのを決めてあるのも条例、それぞれがそれぞれの場にあわせてですね、守っていただくべきことだと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

こんなようなね、これ不信感買いますよ、これ町民に。町条例は守らなあかん。それは三重県が厳しくしておるのに、緩やかにしたって、三重県に取り締まれないかというたら、町条例を守って三重県に取り締まれるかというたらないんですね、そんなら。

尾上壽一町長

再度、ご質問願えますか。

川端龍雄議長

はい、結構です。

6番 入江康仁議員

私が言っておる趣旨は、三重県条例は水道法に則って、町長の答弁の中でね、わかりやすく言いますよ。水道法に則って紀北町水道水源保護条例をつくりましたと、普通は水道水源保護条例というのは、汚濁を目的につくるのがこれ水道水源保護条例です。その中で、水質汚濁防止法と三重県が厳しい基準でもって、三戸川も三重県が管理しておる中で、その水道事業等によってもわかりやすくいうために言いますが、紀北町そのものも県から許可もらいますよね。そういう中において、三重県が厳しい水質汚濁法をつくっておる中で緩やかにしておるのを、あなたの答えはですよ、三重県は三重県、紀北町は紀北町でつくっておるんだから、紀北町の条例を守っていただいたらええんや、そのときは県条例も守っていただいて、それじゃ、第一に私ら守らなあかんのは紀北町の条例でしょう。その中で、基準はあなたさっき言うた総理府令というのは、三重県よか緩やかにしておって汚してもいいということなんです。基準を守っておたら。それ守っておって、県から取り締まれないだろうねということなん。

だから、この水道水源法ではわかりやすくいうたら、鶏糞垂れ流しても、基準は三重県の基準よか緩やかでいいですよと、三重県は駄目ですよという基準をつくっておる。そういうわけなんです。それを僕らはどっちを守ったらいいんですか。紀北町するんやったら、その緩やかな法を守るのは誰でも人間としては使いやすいわね。その緩やかな基準の、言うたらつくらんでもええ条例をつくっておいて、それで取り締まっておいてですよ、これはあなたが執行権持っておるんだから、三重県から言うたら、これは紀北町でもやられますよ。

川端龍雄議長

その件に関して町長、ご答弁願います。

尾上壽一町長

私のほうもよくわからんです、議員の質問が。国の法律ございますよね。県の条例もありますよね。町の条例もあります。これすべてがですね、一種の法ですよ。法に、どの地域、県の条例は県に及び、紀北町の条例は紀北に及び、国は国に及び。だからそういうものがですね、すべてあれが良くてこれが良くて、じゃ県が、町が国がって、そういう使い

分けをするのはおかしいと私は思います。それぞれの法律の中で。それで私ども紀北町の条例は水質の汚濁を防止し、その水源を保護してなっております。だからそういう枠の目的の中で、我々紀北町としてはこうしようと、それでこの枠の中で、以外のことがもしあったとしても、それが県の条例とか法律に触れていけば、それは法律に触れるということじゃないんでしょかね。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

わからんというような、今のような説明は議長からちゃんとしたってください、これ。こんなわからんはずはないやろ。

川端龍雄議長

もう一度、向こうにわかるようにちょっと。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

国の法律があって、県の条例があって、それで町条例があって、皆それぞれ、これ違うって言うんですか。それじゃ町長はですね、明治大学の経済学部出ておるんかな、政治経済学部を、立派な人やから。日本の三権分立の憲法第4章、国会ですね。そして第5章内閣ですね。第6章の司法のこの法律の環境をちょっとしていただけませんか。

だから法律というのは憲法があって、法律があって、県条例があって、市町村条例があるんじゃないですか。そのように皆守らなあかんということになっておるんじゃないですか。だから上位条例を上回る、条例は違法だと、上位法令を上回るというのはそういうこと言っておるんです。いやいや議長にちょっと言っておるんや。わけのわからんね、これ皆勘違いしますよ。国の法律は法律だ。県の法律は法律です。町条例は条例で違うって、そんな馬鹿なことない。一本に通っておるんですよ。法律、憲法、法律、条例、県条例、市町村条例って、違う。

川端龍雄議長

ちょっと私はその件に関しては答えられませんのでさね、町長と。

6番 入江康仁議員

そんなあんた法律は皆別って、これちょっと教育長や教育委員長にも聞きたい、これは。ほかの。これはね、こんな認識しておるんやったら、町の職員も皆これ認識しておるのやっ

たら。

川端龍雄議長

議事進行やもんで、ちょっと待ってください。

6番 入江康仁議員

これは機能止まるよ。こんな考え。どうですか、議長、北村さん。あんたは一番よく知っておって。

川端龍雄議長

尾上町長、お答えください。

尾上壽一町長

議員も今、おっしゃってたじゃないですか。国の法律もあり、県の条例もあり、町の条例もあると、自分自身その法律が皆あるんやということをですね、法があるんやという今、現におっしゃったじゃないですか。私言っていることと何ら変わってないじゃないですか。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、法律はあるっていうてないん、憲法があって、法律があって、県条例があって、市町村が条例があるというておるの。あんたみたいな、あほなこと言うておらんで、私は法律があるって、法律が縦に並んでおるんでしようということ言うておるのにさな。

川端龍雄議長

町長。

尾上壽一町長

今、言ったようにですね、いろいろ法律や規則、町においても条例があります。規則があります。要綱等もあります。それぞれの役割というものがあってですね、それぞれが機能しているんだと私は認識しております。

6番 入江康仁議員

町長、認識ってそんなようなもんの答弁じゃない。

川端龍雄議長

また6月の次のときに、またもう一度お願いして、次の議題もありますもんで、かなり。またこれだけで、なかなか、お互いなかなか話通じませんからさね。

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

それなら、議長、私の質問の仕方が悪いんやったら、ちょっと言うてよ。これに的確に答えるのが理事者でしょう。法律と憲法があって、法律があって、それに対して県条例でしょう。市町村条例でつながるんでしょ、こないして。それを法律は法律、関係ないよと。県条例は県条例で関係ない。そんなら紀北町の条例だけ守っておったら、日本でいいんですか。こんな答弁を許すのは、議長、ちょっとおかしいよ。

川端龍雄議長

答弁させます。

6番 入江康仁議員

これほんまに、これ小学生でも聞いておったらどないなってくるんや。教育者も困るわ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何遍も一緒のと言いますけどね、私は上位法令は上位法令で守った中でですね、そういう各カラーのある県なり、町の条例があるんであって、そういう国、県、町の立場でそれぞれつくっているんであって、それぞれがその地域に、だから国の法律がアメリカに及ばないのと一緒ですよ。そういった部分で、その地域にあったものを順繰りに出ているんですから、その法や県条例や町条例を守っていかなければいけないんじゃないかというだけで、別にバラバラ、あちこちあるということを行っているわけじゃございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

とにかくね、議長に言うようにあれけど、これの整合性だけは副町長、あんた責任持って調べてください。条例をつくる時の条件ですから。それに違法しているかどうかと、こんな答弁やったら違法ですよ。はっきり言うておくけど。

それで水道課長、あんたこれ公務で行っておったんやで、これの行った先の復命書があるはずやで、復命書あとでください。議長、一旦ちょっと座ります。整理しないと頭おかしいなる、これ。

川端龍雄議長

次は3番ですね。どうぞ入江康仁君。

6番 入江康仁議員

3つ目のそんなら損害賠償に移ります。

今回もですね、一般訴訟費として予算で520万4,000円あがっておったけど、その中でですね、前町長奥山氏が産廃訴訟のときにはですね、大体訴訟費用合計5,200万円使っていた。そのときに議会に対してその訴訟費を認めさすのに、やはり勝訴に向けて代理人と話しながらやっていきたいと、そして責任はどうだと言ったら、とらないと、それで負けてしまって、何も責任をとらないで退職金だけ持っていったわね。それで今回もこの町長は、同じようなことをそのまま言っておる、所信表明でね。そしてやっぱりこれに対する最重要課題としておるんだったら、その割には何にも認識を持ってないように思う。今の条例の中でも。そして副町長はじめですね、前回の中でプロジェクトチームをつくっていると、前副町長、総務課長、財政課長、企画課長、環境管理課長、産業振興課長、水道課ですね。だからその中でどのような、この条例に関してどのような気持ちを持っておるか、審議委員のこのプロジェクトチームの各課長にちょっとお聞きしたい。担当課長に。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、この水道水源保護条例というより、この損害賠償請求事件ですね。これについてやっておりますので、水道水源保護条例についての審査等は、このプロジェクトチームでは行っておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

損害賠償も産廃訴訟もそうだけど、この水道水源保護条例が基になってやっておるのだね。この条例を把握しないうえで、そんなような審議できるんか、プロジェクトチームつくっておるの。ちょっと。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

プロジェクトチームの目的がですね、損害賠償対策チームという名前のとおり、損害賠償

対策チームにおけるチームですので、その時点の議論しかしていないということです。損害賠償対策チームやもんで、その損害賠償がはじまってからの議論です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ今までの中での準備書面の中でですね、県の職員の審査能力はないとか、いろいろな準備書面書かれておるけど、これはプロジェクトチーム皆、読んでますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった準備書面等については全員に配付しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だから、プロジェクトチームの方々も読んでますかというの。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これらをですね、水道課からまず説明をいただきまして、資料配付してから水道課がその説明をしておりますので、読んでいるということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃその今言った、このプロジェクトチームにかかっている担当課長の皆さんに、どのような感じを受けとるか、ちょっとお聞かせください。

川端龍雄議長

ちょっと指示してください。どちらにか。

6番 入江康仁議員

これはここに先ほど言うた、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、環境管理課長、産業振興課ですね。水道課は事務的な何でやっておると言ってるから。

川端龍雄議長

町長、指示してください。

尾上壽一町長

各担当課から挙手をもって発言させていただきます。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

どのような感触をとということでございますが、訴訟全体に関してということ。

6番 入江康仁議員

だから、当然準備書面読んでおるというから、あなたの今言うた県の職員がなんとかかというた。だからそういうもんは普通は出せないんですよ。

山岡哲也副町長

先ほど言われている件につきましては、準備書面、読んでございます。議員言われるような表現とは若干違っているかと思うんですけども、例えば、その準備書面のほうにはですね、準備書面のこちらは4のところですね。4のところは、4はですね、ただ被告側の。4ですね。4について例えば。

川端龍雄議長

副町長、読んだ感想はというだけですので。いちいち読むあれ。そのようにして、次の担当が続いておりますから。

山岡哲也副町長

感想としましては、産業廃棄物の実際の実際ですね、この産業廃棄物の審査をした県の担当官というのは、産業廃棄物の施設の実際ですね、経営が上手くいくかどうかということについては、専門家では当然ないということなどを述べておるところでございまして、その点についてはそのとおりかなと思っております。で、能力がないとか、そういった表現は私は読んだところではですね、使ってなかったというふうに思っております。

川端龍雄議長

次は挙手してください。中場総務課長。

中場幹総務課長

私も参加させていただいております。先ほどの部分でございますが、中で自分とやったところですけども、県の職員は、その職員は産廃の専門的な人ではない、というような表現が

ありましたので、それは産廃の専門というのはどういうものなのかなというふうに、そのときには細かく十分わかってなかったなので、その辺は勉強せなあかんというふうに感じました。

川端龍雄議長

挙手、堀財政課長。

堀秀俊財政課長

私も参加させてもらっております。全体的にですね、国家賠償法の適用を受けるのかどうか、逸失利益ですとか、いろいろな部分勉強させてもらっておるところなんですけど、先ほどのことに関しましては、同じく専門家ではないというようなとらえ方なのかなというふうに、感触をしております。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

私もメンバーに入っておりますが、その件につきましては、三重県に限らず産業廃棄物処理法15条にかかる産業廃棄物処理施設の設置許可審査については、専門家ではない担当職員であるというような説明だけを受けております。

川端龍雄議長

環境管理課長。

倉崎全生環境課長

私はですね、その委員に入っております。一応水道課からですね、一応説明を受けたあと、準備書面等に目を通してありますが、一度目を通したときはですね、私、専門家ではございませんので、全体を把握することはできないところでございます。ただいま勉強させていただいております。

川端龍雄議長

以上、よろしいですか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

担当課の人たちが今言っているように、これを言っておるのは三重県の許可権を与える専門の担当官なんです。許可を与えておる。だからあなたたちは業務の中でですよ、今、一般廃棄物等がいろいろな許認可与えるときには、皆専門家ですか。そこのところはどうか。

今の答えた中で答えてください。許可を与えるときはどのような条件で、どのような資格でそんなら与えておるの。皆専門家じゃないでしょう。違うの。

川端龍雄議長

総務課長、代表してどうですか。

中場総務課長。

中場幹総務課長

代表としてというか、私の考えですが、今、議員さんおっしゃられたように専門家というのはいないと思います。今やっておるものの中の専門家というのはありません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そうでしょう。だから県に対しても専門家というの、ない人が許可をそんなら下ろしておるといふようなこと言っておるけど、皆それぞれの持ち場で許可を与えるために、与える権限と責任を持ってやっていますよ。皆、今答えられた人もそうじゃないんですか。許可を与えるときは責任とる、権限持ってやっておると違うの。担当課長の職務の中で答えてください。総務課長でもええよ。副町長に。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

例えばですね、産業廃棄物の関係で言いますと、専門家でないというのは、産業廃棄物で廃棄物処理法の条文に、先ほども議論になりました行政手続法等ですね、明確に審査基準等がございますので、そういったものに沿って職員としてはですね、精いっぱいその判断基準に沿って、仕事をしているということであろうかと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやさ副町長、それを言うてくると今の町長の言うた審査基準というのが出てくるやないかな。そんだったらこの水道水源保護条例で枯渇で止めて、今戦っておる業者にはどんな基準で下ろしたの。そうなるよ。そうでしょう。基準が必要でしょう。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

これ先ほど町長申し上げましたとおり、今回の水源保護条例に関する規制対象事業場の認定につきましては、なかなかですね、その単純な基準でですね、すごい明確な判断基準で判断できないということで、やはり個別、具体的なですね、事業場の形態とか、周辺地域の状況とか踏まえまして、そういったデータ等も踏まえまして審議会で審議し、判断を下す形というのが、あえていえば審査基準ということにならざるを得ないのかというのが、私の今の認識でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃね、この三重県担当官が産業廃棄物の専門家ではないと言いながらですよ、紀北町の水道水源保護条例の水道保護審議会委員に、三重県の尾鷲農林水産商工環境事務所の環境室、環境課長を委嘱しておるのはどういうことですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

専門家ではないと言いながらもですね、いろいろな方も入っていただいておりますし、そういう中でですね、審議会自体は、この皆さんの中で審議しにくいとなったら、参考人も呼んでですね、その部分で審議していただくというような条例のあり方になっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ここで担当課長にも先ほどの聞いていくけどね、要は許可をあれするとき、お宅らは一応、先ほど町長は国、県条例、市町村条例皆違うんだと言っておるけど、許可権に当たる一般でもなんでもそうだけど、あんたたち皆相談するのは、県の上位条例に沿って相談しにくいんじゃないですか。そこをちょっと確認します。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県とはですね、いろいろな面でご指導いただいております。

川端龍雄議長

残り30秒になりましたもので、ちょっとまとめていただくようお願いいたします。

6番 入江康仁議員

要は行ったときに、先ほど町長は法律で皆分断しておると言っておるけど、私言っておるのは、皆業務の中で一般廃棄物の許認可にしろ、いろいろな許認可、県とのあります。し尿施設、水道施設、言われたけど、皆県へ相談しに行くんじゃないですか。それで水道のその許認可等に対しても県の許可をとらなあかんのでしょうか。というようなことで、皆行っていると思う。水道課も当然わかっておると思う。そこはどうですか。

川端龍雄議長

水道課長にお答えいただきます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

水道事業のですね、認可の場合はですね、県を通し国に許可を得ております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ここの水道法第7条で許可の申請ということで登録させていただきますということで、12月に言ってますけど、そこでですね、この許可に対する1号、給水区域、給水人口及び給水量、2の水道施設の概要、それで5項で、第1項の工事設計書には次に掲げる事項を記載されなければならないと、1号、1日最大給水量及び1日平均給水量等々のものを呼んでおるけど、そのところは担当課長、どのような方法でやるんですか。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

水道の数量の確認ということでしょうか。

川端龍雄議長

最後ですので、わかりよいちょっと質問して。時間はきたんです。時間はまあ終わりました。30秒と言った、こちらから。そやでわかりよい質問にしてください。

6番 入江康仁議員

水道課長、あんたこれ12月に言うておるな。要は水道のその許認可をもらうときの、この給水量とか、第5項の1日の給水量及び1日平均の給水量とかね、そういう申請するときあるでしょう、簡易水源地のときの、どのようなこの申請書類に対しての数値の入れ込みは、どのような検査の方法でやるのか。あの水道水源保護条例には敷地単位の水収支法というのを定めておるのやで、これでせなあかんけど、三重県はそれで通るか、だからどのような調査方法を用いてやるのか、しっかりここでしてください。これをするためには、どういう方法でやらなければならないということだけ教えてください。

川端龍雄議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

過去のですね、許可でございますが、基本的に揚水試験を行って数値を出しております。

6番 入江康仁議員

これあんた言うておるやつ、さっき言うた。これ皆でいいの。1の1号の給水区域の給水人口及び給水量、それで2号、水道施設の概要、3号、給水箇所の予定日とかずっとあったでしょう。これは1号です。それで5項の第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならないって、さっき読んだわな。その中で1号、1日最大給水量及び1日平均の給水量、2号の水源の取水及び取水地点、3号、水源の水量の概算及び水質試験の結果、水道施設の、これはええわ。その水質試験の結果等とかさ、そういうものの必要書類の中でのあれをどのようにするのかと、揚水試験やったら要するに経験法でいいわけか、ちょっと言うて。それでその水収支法では、県は受け付けてくれるんか、受け付けてくれへんか、はっきり言ってください。

川端龍雄議長

水道課長。

奥川英水道課長

過去うちが許可とった場合ですね。うちの許可をとっているやつにつきましては、揚水試験でやっているということございまして、経験法と水収支法ですね、両方ともですね、一応認められたものだと思います。

6番 入江康仁議員

認められた、経験法というのは、あんたところは裁判所によって揚水試験のことを経験法にしておるんやから、だから水収支法と経験法でもいいし、揚水試験、経験をあんたとこ言う

ておるのやで、揚水試験として、だからそれを一緒のようにして答弁してください。

川端龍雄議長

答弁はっきりして。

奥川英水道課長

過去のうちの許可の場合ですね、揚水試験で実施して、数値を出しまして、経験法です。

6番 入江康仁議員

経験法でやっておるのやな。それしか受け付けてくれへんの。それもはっきり言うて。

奥川英水道課長

いや、受け付けるか、受け付けないかというのは、ちょっと私の今の段階ではわかりませんが、過去のうちの申請ですね。申請許可はあくまでも経験法でやっておりますということです。はい。

6番 入江康仁議員

じゃこの紀北町の条例はつくってなかったの。敷地単位の水収支は使ってないということやね。

奥川英水道課長

今、許可持っている、過去ですね。

はいそうです。

川端龍雄議長

これで、入江康仁君の質問を終わります。

続いて、12番 松永征也君の発言を許します。

12番 松永征也議員

12番 松永征也、3月議会一般質問をいたします。

この度の東北関東巨大地震におきまして、未曾有の震災にあわれました被害者の皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、質問は、施設より在宅サービスについてと、農商工等連携による活性化についてお聞きをいたします。1項目ずつ質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、施設より在宅サービスについて、町長のご所見をお伺いいたします。本町は人口の減少と、少子高齢化は急速に進んでおります。これへの適切な対応は喫緊の課題でございます。さて、本町の高齢化の状況であります。65歳以上の高齢者は6,770人であり、高齢化率は実に36.3%に達してございます。うち一人暮らしをされておられる高齢者は、

1,490人もおられ、高齢者の4.5人に1人が、一人暮らしの状況となっております。

また、本町における特別養護老人ホームへの入所待機者は、実に120人にも上っております。このため2年から3年、それ以上も待たなければ入所することができない状況となっております。まさに異常と言えるかと存じます。特別養護老人ホーム等の入所の施設は、毎年のように増設されているにもかかわらず、このような状態であります。誰もが長年住み慣れた我が家で、いつまでも暮らしていきたい。ほとんどの高齢者はそう望んでおられます。お年寄りの方々は、誰も自分から施設に入りたいなどと思ってはいないのであります。町内のお年寄りから、長生きし過ぎたという、ため息ともとれる切実な声を聞きます。実に寂しい限りではありませんか。せめて1年でも、いや半年でも長く、我が家で暮らしていけるような、血の通った施策が切実に望まれます。すべての人々が個人として尊重され、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢などにかかわらず、その人らしく安心して幸せな生活が送れるよう、地域福祉の充実が重要であります。そのためには、行政による在宅サービスの充実と、社会的な支え合いが求められていることから、次のことについてお聞きをいたします。

まず1つは、社会福祉法で定められております、地域福祉計画の策定について、県下市町の3分の2で、すでに策定されていると聞きますが、本町はなぜ策定しないのか、お聞きをいたします。

2つ目に、ふれあいサロンのような高齢者の交流の場を町内に広げていくべきだと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

3つ目に、地域包括支援センターの充実を図るべきだと考えますが、町長はいかがお考えか、ご所見をお伺いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域福祉計画の策定についてであります。地域福祉計画は社会福祉法の第107条に掲げられております。ただし、計画の策定については義務づけるものではなく、地方の自主性、自立性に配慮した努力規定とされているところであります。平成22年9月議会定例会でも答弁させていただきましたが、地域福祉計画は住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものという議員のご指摘は、住民との協働を基本とする私の姿勢と合致するもので

あると認識をいたしております。

ただ、この計画は実に幅広く、一朝一夕で策定できるものではありませんし、策定することだけが目的になってしまっはいけないと考えております。本町では、昨年度、次世代育成支援対策地域行動計画を策定し、本年度は紀北地域障がい者福祉計画を策定中であります。また来年度については、紀北町障がい福祉計画、紀北町高齢者保健福祉計画の策定が義務づけられております。地域福祉計画については、現在策定中のこれらの計画との整合性を図ることが必要であります。また、策定済みの市町などの計画内容等を調査、研究を実施したうえで、計画の実効性や策定期間についても決定していきたいと考えております。

続きまして、議員のご見解のように、高齢者の方々にできる限り住み慣れた地域で安心して生活していく環境を整えていくことが、特別養護老人ホームなどの入所施設の充実を図ることとともに、行政の大きな使命であると考えております。緊急通報装置の設置事業、配食サービス事業、寝たきり老人福祉保健手当など、在宅の高齢者に対する事業を実施しているところでありますが、議員ご質問のふれあいサロンの開催事業につきましては、在宅で暮らす一人暮らしの高齢者の方々に、交流と生きがいを持っていただけるよう、町内各地区で実施している事業です。

平成21年度の実績は町内で19回開催し、参加延べ人数は 686人です。社会福祉協議会と地域のボランティアの方々が中心になり、開催していただいているところですが、開催場所は海山区は相賀、引本の2箇所、紀伊長島区においては4箇所と、確かに開催場所は一部の地域となっております。今後、町内全域に広げていくよう社会福祉協議会やボランティアの方々とも相談して、努力してまいります。

次に、地域包括支援センターの充実についてであります。現在、地域包括支援センターは、紀北広域連合が紀北町社会福祉協議会に委託し、運営しております。保健師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門的な知識を持つ職員5名を配置し、住民の心身の健康や保持、及び生活の安定のために必要な援助を行う目的で、老人の総合的な相談業務や高齢者虐待への対応、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する業務を行っております。包括支援センターも開設後5年を経て、徐々に浸透し、相談件数も増加しているところでございます。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

町長のご答弁をいただきましたが、実態は十分に把握されていないものと、私は受け取りました。地域福祉計画につきましてはですね、もう全国的にも多くの市町村で策定が進んでおります。特に紀北町においては、他の市町村よりも高齢化が進んでおるわけなんで、そのような中ですね、まだ紀北町は策定されていない。そしてまだ、今年度まだほかの計画はあるんで、まだちょっと遅れるような答弁でありましたが、いかがなものかと存じます。先ほど申されました障がい者福祉計画、あるいは次世代育成の行動計画、それから次に予定されております高齢者の保健福祉計画、これらはですね、個々の高齢者だけ、障がい者だけ、児童だけの福祉の計画であります。しかしですね、この福祉には共通した部分があるわけなんで、そのような意味からですね、地域福祉計画はこの3つを網羅した全体の総合的な計画となるわけなんでね、これを策定することによって、紀北町の福祉も進んでいくんじゃないかと、私は思っております。根拠となるですね、社会福祉法につきましては、平成12年に制定された法律でありまして、すでに10年が経っておるわけなんでですね。町の地域福祉の基本というのか、方針が示されるわけなんでね、これを策定されないとはですね、私は町全体の福祉の推進にかなり支障を来してくると思っております。

1つはですね、社会福祉協議会のほうで地域福祉のですね、行動計画を立てることになっておりますけども、この行動計画もですね、この町の地域福祉計画が策定されないことには、策定ができてないわけですね。町の方針が決まらんことにはね。そのようなことで、地域福祉計画は町全体の福祉に、全体にですね、リンクされておると思っております。まさに福祉のバロメーターでもあると思っておるわけなんです。そういう意味からね、まだまだ策定されないということはですね、紀北町の福祉はですね、大変遅れておると思っております。いかがでしょうか。それと県下の状況はどうか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉がですね、紀北町としては劣っているというか、そういう遅れていると、福祉計画がですね、できてないから遅れているとは私は思っておりませんが、議員おっしゃるようですね、やはりこの福祉計画が中心となる計画だと思いますので、これはですね、23年度に2つの紀北町高齢者保健福祉計画、紀北町障がい福祉計画が策定されますね。そういう中でですね、この福祉計画を見据えたうえでやっていきたいと思っております。まず、この23年度には、この2つの計画を策定していきたいと、そのように思っております。ただ、障がい者なり福

祉施策につきましては、町としては全力で取り組んでいると考えております。

三重県の策定状況ですが、東紀州につきましてはですね、御浜町のみということでございます。ほかの地域のはわかるかな。それじゃ福祉課長から答弁いたさせます。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

お答えします。三重県下でですね、策定済みが15箇所、それと策定予定が5箇所、策定未
定が9箇所ということで、そういうような数字になっております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

県下29ある市町の中で、15が策定済み、それで準備が5箇所ということで、20市町が取り
組んでおるわけですね。それと町長は、町長のお考えに合致するものだとお答えがあった
わけなんですけども、そういうことからね、私は23年度で予算化されて策定されるもの
思っておりましたので、大変に残念に思っております。

それから、ふれあいサロンにつきましてはですね、一人暮らしが増えておられる中で、お
年寄りの孤立やとか、閉じこもり、この防止が課題となっておるわけなんで、ふれあいサロ
ンをですね、一部の地域だけじゃなしに、町内全体に広げていってほしいなと思ってお
ります。特に紀北町は年々地区集会所ですね、整備されておりますのでね、十分それを活用して、
町民がですね、公平に利益を受けられるような、ひとつ努力をしていただきたいと思ってお
ります。必要な事業だけにですね、そのようなことを考えるわけなんですけども、この費用
にあたる地域支援事業費、地域支援事業費はですね、毎年のように予算を残しておるわけ
ですね。大変、私はいつももったいないことだと、必要な高齢者がですね、年々と増えて
いる中で、予算を残すなんて思っているところでありまして、議会でもそのことは指摘して
おりますけどもね、今年度はこの地域支援事業の予算を残すようなことのないようにして
いただきたいと思うんですが、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふれあいサロン等ですね、高齢者の方がやっぱり、こう皆といろいろなところで、こう話

あったり、いろいろな活動をするというのは大変いいことだと思いますので、この事業につきましてはですね、今おっしゃったように地区集会所等も活用して広めていきたいと、その努力はいたしたいと思います。

あとのその包括支援のほうの事業費のことについて、担当課からお答えさせます。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

今、議員のご指摘ありました介護支援のほうで、少しお金が残ってしまうというのは、参加の実質、支援を受けて介護保険にこう募集したところ、やっぱり参加者がちょっと少なかったりとか、いろいろそういうような事情がありますけども、極力、介護保険のほうからいただいたお金は、うちのほうの事業で消化するようにしたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それから、地域包括支援センターなんですけどもね、町長のご答弁、ちょっと私は残念に思っております。前向きな答弁をいただきましたかったなと思うんですが、高齢者がですね、在宅生活をしていくうえにおいて、拠点となる場所なんです。それで対象は要支援という認定を受けた方と、それから特定高齢者の、何というんか将来、介護が必要になる恐れのある方、こういう本当に重要な方をですね、対象に相談ですとか、また介護予防の事業を行っておるわけなんですけども、まさにですね、在宅高齢者の対策の柱というのかね、拠点となる重要な役割を果たしているところなんですけども、紀北町では紀伊長島区に1箇所設置されているだけなんですけども、基準ではですね、中学校区に1箇所と、あるいは高齢者の日常生活圏に1箇所となっております。日常生活圏なんですけどもね、うちの高齢者福祉計画によるとですね、海山区日常生活圏と、紀伊長島区日常生活圏、2つに分けております。したがって、この地域包括支援センターもですね、本来は2つほしいところなんです。このことについてどう思われますか、お聞きします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

松永議員から再三ですね、ご質問いただいて、本来ならそうすべきなんですけども、今の

ところはですね、こちらの福祉のほうは本庁の福祉課のほうの職員も対応させていただいているようなのが、現状でございます。そういった意味でもですね、ご指摘もいただきまして、福祉、それから社会福祉協議会、そういった方々とも相談をしていきたいとは思いますが、今現状ではですね、福祉の本庁のほうでも頑張ってもらっていて、相談業務とかさせていただいておりますし、また2名の経験者がですね、前回もお話しましたが頑張っているところですので、現時点、23年度におきましては現体制のままさせていただきたいと、そのように思っております。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それとですね、この地域包括支援センターを知らないという方がね、大変多いように思うんです。その高齢者保健福祉計画の策定にあたってですね、アンケート調査をされておりますけども、その結果においてもですね、高齢者の48.8%が地域包括支援センターを全く知らないという回答がされております。困ったときに相談するのが、この地域包括支援センターの業務なんですね。これをですね、その知らないということは私は問題でないかと思うわけなんですけどね。町民に親しまれるような、気軽に相談できるような、そういうセンターであってほしいわけなんですけどね。町民に知られているのかどうかね、現在の状況どうなんでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉課から答弁いたさせます。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

包括センターの事業内容は予防プランの作成とか訪問活動、地域ケア、会議等、高齢者の相談事業を中心に活動を続けております。そういった中で、議員が言われるように認知度が少し足りないのではというご指摘ですけども、昨年度の実績におきましては、相談事業が193件、訪問活動、予防ケアプランの作成などで2,014件というような、それぞれ町民の皆様とかかわりあいは持っておりますけども、認知度は少し低いと言われれば、今後はやっぱり

健診等のチラシの中へですね、掲載させていただいたり、広報、行政放送などによってですね、そういった啓蒙を続けてまいりたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

職員はね、本当に少ない中、大変によく取り組んでおられるとっております。私はその箇所ね、地理的にも高齢者を対象とした施設であるだけにね、ちょっと1箇所ではという気がいたしております。行政のほうにですね、十分に認識してほしいと思いますことはね、対象は高齢者であります。高齢者といいますとね、足が悪い方が多いわけなんで、相談にもですね、お年寄りから出向いてくるということは、まずないんです。したがってね、この地域包括支援センターから出向く、出向いて相談をして支援をしていくという形じゃないとね、いけないとっております。そういうことで相談が、訪問しての相談が大事なものですからね、それはこの地域包括支援センター、そういうところを扱うところがここだけなものでね、唯一のセンターなもので、取り組んでいただきたいということを要望するわけなんですけどね、きめ細かな対応をしてあげてほしいと、お年寄りにはね、思っております。

多くの市町村をちょっと調べますとね、きめ細かな対応をされております。ところによってはですね、サブセンター、もう相談業務だけを小さいその一部の業務を別のところで、ちょっと遠隔地なんかの場合ですね、サブセンターをつくったり、あるいはですね、ランチ、結局は地域包括支援センターとですね、つなぐ窓口、窓口だけのところね。そのようなところを設けている市町村もあるわけなんでね、年寄りの高齢者の施設だけに、本当にきめ細かな対応をされておるわけなんで、何か、うちはちょっとその点、まだもう少し充実してほしいなと思うんです。そのことについて、ちょっとお考えをお聞きいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

充実していくのは大切なことだと思っております。そういう中でですね、基本的には職員が出向くということで、包括支援センターが長島区にあらうが、海山区にあらうがですね、出かけていくという姿勢ですので、しかしですね、松永議員おっしゃるように、もっともっと知っていただいて、活用していただくということが大切だと思います。また福祉はですね、支所の福祉の関係、それから本庁でも十分窓口としておりますが、今後もですね、どうすれ

ばより高齢者の方に活用していただけるか、検討していきたいと思います。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

訪問しての相談というところ、この地域包括支援センターが唯一なものですからね、お聞きをするわけなんですけども。

もう1点ですね、災害時要援護者対策なんですけどね、この11日に発生した東北関東巨大地震ですね。本町においても海岸部に避難指示が出されました。要援護者に対して、どのような対応がされてるのかを聞きたいわけなんですけどね。それとですね、この地域においてはですね、近い将来、巨大地震が発生するという心配もされておるわけなんです。いつ起ってもおかしくないと言われておって、明日の日にも起こるかわからんようなわけなんです。決してですね、対岸の火事ではないと思っております。試されていると思いますので、この津波に際してですね、どのような災害弱者の対応をされたのか、これもお聞きいたしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、福祉課のほうから現状をお話させていただきます。

川端龍雄議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

今回の避難につきましては防災無線の指示のもと、民生委員の皆様方や地区住民の皆様方の声のかけあいによって、時間的な余裕もあったということで、落ち着いて避難所へ誘導ができたと聞いております。はい、報告をもらいました。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

適切な対応をされたということでもあります。

次に、もう1点の質問に移ります。農商工等連携による活性化についてをお聞きいたします。今、町内産業は一段と厳しく、深刻な状況となっております。町内では事業の閉鎖が相

次いでおりますし、耕作放棄地は年々増大して、働く場がないために若者の流出がですね、歯止めがかからないと、これが本町産業の現状でございます。中でも本町にとって古くからの地場産業であります農林漁業はですね、まさに存亡の危機にあるといえます。何とか手を打ってほしいと、町民の切実な悲鳴が聞こえてまいります。今、紀北町にとって産業の活性化こそは、何よりも優先して取り組むべき課題であり、まさに待ったなしの状況であります。

さて、高速道路近畿自動車道紀勢線の延伸を2年後に控えております。しかしながら、地理的な条件から企業の誘致は期待は持てないことから、地場産業である農林漁業の再生を図るとともに、この恵まれた豊かな自然を生かした観光振興こそが、我が町の生きる道ではないかと考えます。農業は食料の供給だけでなく、自然環境や美しい環境の景観の保全など、多面的な機能を有しております。本町においては農林漁業と観光は一体であります。

さて、これからの農業はただ生産するだけの農業から脱皮して、異業種との連携や新種作物の導入など、大きな過渡期にあると思っております。国においては、平成20年7月に農商工等連携促進法を制定しております。国及び地方自治体にその活性化を推奨するとともに、支援に努めることが位置づけられております。農商工等の連携は申すまでもなく、1次産業の農林漁業と、2次産業である加工製造業と、3次産業である販売流通、観光産業などとの連携であります。連携を図ることによって所得の向上や地域の活性化と雇用の拡大にも努めていこうとするものであります。本町の特性を生かして積極的に取り組んでいくべきだと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。また、特産品の開発や新種導入などの調査研究には、産学官連携が必要であると考えます。三重大学等との連携を図れないものかと考えますが、いかがお考えか、ご所見をお伺いいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次に、農商工連携による活性化についてであります。当町の基幹産業であります農林水産業につきましては、海外からの輸入の増加による農林水産物価格の低迷、労働環境の影響などにより、就業者の減少、高齢化が相当進んでいるところでございます。その理由の1つには、収入が不安定で、かつ低いことで、新規に農林水産業に就業する若者もほとんどいない状況にあります。こういった職場を魅力あるものにするためには、まず子どもを産み育てられるだけの収益性があることが必要であると考えております。

これまでは自分たちでつくったものの、自分たちで価格が決められず、市場で競り落とさ

れた価格に従うしかなかったのが現状でありましたが、最近では有機栽培など、他との違い、作り手のこだわりを前面に出し、素材だけではなく加工するなど、いわゆるブランド化や6次産業化により、生産者側で価格を決める方法で販売し、収益性をあげている事例を多数目にするようになりました。議員ご指摘のように、生産したもの、漁獲したものを素材として売り出すだけではなく、加工し付加価値を加えて販売すること、いわゆる農商工連携による6次産業化により、それぞれの分野において雇用が生まれ、地域の活性化につながっていくものと考えております。

当町におきましても紀北町まるごとブランド化と題して、くるまぎ会議を開催し、各方面の方々からご意見をいただいておりますし、3月2日には松永議員もご出席いただきました、ブランド総合研究所の田中先生をお招きした紀北町まるごとブランド化と題した講演会を行いました。来年度はその取り組みをさらに進め、民間のやる気のある方々が多数参加いただける研究会のようなものを立ち上げて、具体的な商品づくり、ブランドづくりに取り組むための予算化をいたしております。また、新規作物の導入や特産品販売開発を進めていくうえで、産学官の連携は必要であると考えておりますので、必要に応じて三重大学などとの連携も図り、産業全体の振興につなげていきたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

住民の皆さんの意見を聞いて検討していくということなんですけどね、もう何というんか、高速道路もあと2年で開通するわけなんです。早いこと事業の実施を要望するわけなんですけどね、実は先月、津市で三重まちづくりフォーラムが開催されましたので参加をいたしました。パネリストに熊野市長の河上市長さんが務められておられましたが、高速道路の延伸に備えて行政主導でね、ブランド化を目指しているということでありました。

具体的に申し上げますと、1つはですね、熊野地鶏の開発、これは名古屋コーチンなんかの三種混合なんだそうですが、地鶏だそうなんです、肉質が良くですね、大変好評であるということでありましたし、もう1つはですね、新姫という柑橘ですね、これも交配して開発したということで、現在ですね、市が主導して加工場の建設も行っておるということで、雇用の拡大にもつながっているということでありました。それから、さんま醤油の製造も手がけていると、それからもう1つ、どぶろくの生産も手がけておって、特許を取ってですね、地酒として発売を考えておると、現在はその準備中であるというようなことでありました。

このような取り組みをですね、紀北町も早く取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、熊野を例にとっていただきました。お話いただきました。全くですね、これは積極的に行っていかなければいけないということで、紀北町といたしましても、そのブランド化の委員会を立ち上げたりしていくわけですが、すでにですね、民間の方がいろいろなところで紀北町、活躍していただいております、牡蠣1つとってもですね、加工しなくても売れる、今、ブランド化して値も上がっております。相当高い渡利牡蠣がですね、高く売れております。そういった部分でですね、この間も行きましたアジミンチカツバーガーとか、そういったものもやっておりますし、また、そういった中でですね、カレー等を使った地場産、地場のものを使ってという話もいろいろといただいております。ただ、まだですね、今、表に出てきている部分が少ないと、ある鶏肉屋さんがですね、道の駅へ行っていただいたらわかりでしょうか、いろいろ工夫してそういう地鶏ですか、そういう鶏肉のやつも開発しております。それぞれが今、民の力でやっていただいて、うちは商工会も非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、そういうものと連携を取りながらですね、そういった3次産業、6次産業化することによって、いろいろな雇用も生まれ、その価値も上がってくるものだと考えておりますので、松永議員おっしゃいますように、それぞれ今皆がですね、知恵を絞って頑張っているような状況でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

事例をですね、もう少し申し上げますと、御浜町においては1年みかんのとれる町ということで、活性化に取り組んでおりますし、また、滋賀県の高島市ではですね、ブルーベリーの種類なんですけども、アドベリーの産地化を目指して、市主導で取り組んでおられます。これは平成17年にニュージーランドから苗を取り寄せて、そして市内全体に広げて、そしてパンやとかジャムとかアイスクリーム、クッキーやとか缶詰とかワインとか、いろいろの6次製品をつくって、雇用の拡大に図っております。

もう1点だけ、お聞きいたします。平成21年度と22年度2カ年にわたってですね、普通交

付税で措置されました地域雇用創出推進費、それと雇用対策地域資源活用臨時特例費ですね、総額約1億6,000万円になると思うんですが、これはこの交付金の趣旨はですね、地域の知恵を生かした事業を推進し、地域の雇用を創出するための経費に充てることになっております。23年度で一旦、現在は基金に積み立てておりますね、地域づくり事業基金に。23年度には事業化されるんじゃないかと期待はしておりましたが、やっぱり23年度もですね、積み立てたままとなっております。雇用が今、大変な時期であります。それから2年後には高速道路の延伸もあります。もう待たなしの状況だと思うんですが、この交付金でですね、地場産業の6次産業化、図ったらどうかと思うんですが、町長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにですね、地域づくり基金もございます。それらを活用しましてですね、今後、行っていかなければいけないと思います。また、それと23年度はですね、幸いにも緊急雇用やふるさと雇用ということですね、事業も創出したり、いろいろ紀北町をアピールするためのPR事業、FM三重とか、そういったものもやっておりますので、今後ですね、23年度でこれも切れます。そういったことも踏まえると、やはり地域づくり基金も使わせていただきながら、いろいろな事業に取り組んでいかなければいけないのではないかと思いますので、ご理解をお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、松永征也君の質問を終わります。

続きまして、9番 奥村武生君の発言を許します。

途中で消防が来たときには、少し休憩の場合もありますけど、ご了解ください。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1、船津川支流の保全について、具体的には約数カ月前、転落事故が起こって、腕の骨折という事態が起こったのですが、これなぜこのような事態となったのか。経過を含めてお話をいただきたい。

2番目、船津川の保全について、保全箇所について認識をされているのかどうか、どのよ

うな認識を持ってみえるか。これは認識を問うわけですけども、問題は昭和30年代から40年代にかけて起こった、賀田で問題が起きました。山津波が起きましたけども、あのときの豪雨以来のいろんな問題点が起っているわけです。

それから3番目に、松島橋を修繕するにあたり、現状の構造でいいのかどうか、どのような検討をされたのか、お聞かせいただきたい。簡潔にお願いしたいと思います。誠意ある、自分のいい訳で言われますと、こちらもまた熱くなってですね、議論が目茶苦茶になるものですから、簡潔にお答えいただければ結構です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員のご質問にお答えします。まず、船津川支流の保全についてであります。ご指摘の引本港海岸施設の階段で発生した転落事故につきましては、どのような状況で転落事故が発生したのか把握をいたしておりませんが、骨折事故のケガをされた方には大変お気の毒で、お見舞いを申し上げます。また、平成21年10月に引本浦自治会より、階段に手すりを設置するようご要望いただき、管理者の尾鷲建設事務所に副申をしたところでございます。しかしながら、現時点ではご要望にお答えできていない状況でございます。階段手すりの設置につきましては、引き続き尾鷲建設事務所に要望しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

川岸のことについて、30年代、40年代に起きたような状況が起きているというだけでは、お答えしづらいので、できれば議員のほうからご指摘いただきたいと思います。

次に、松島橋の修繕についてのご質問にお答えをいたします。松島橋につきましては、平成21年度に実施した橋梁長寿命化修繕計画、橋梁点検業務において、松島橋の橋脚の腐食による損傷があることが判明いたしました。現時点では直ちに橋が落ちるというようなことはございませんが、放置すれば腐食が進行して橋梁としての機能を損ねることになりかねないことから、現在、補強補修工事を施工しているところでございます。今回の工事は橋梁の延命化を図るための工事でございます。松島橋の構造そのものを変えるというものはございませんので、ご理解をいただきたいとお願いたします。

川端龍雄議長

奥村武生君、すみませんが、ここで暫時休憩いたします。

55分ごろに、この本庁舎前へ着くというので、消防の援助隊、救援隊。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。

お送り次第、開会いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

(午後 2時 42分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、一般質問を開催いたします。

(午後 3時 06分)

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

地方自治法第1条の2にですね、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを目的としてあるわけですよ。これに基づいて県とか市、町はですね、事務的処理をしなくてはならないにもかかわらずですね、原因が、把握してないとか、あるいは県に言ってあるだけでは、これは地方自治体としてのその責務をですね、果たしたとは言えないのではないかと思います。いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言っているという意味では決してございません。強く要望しておりますので、どうも不確かな情報ですが、23年度にはやっていただけるようなお話も聞いております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

原因については、全く町長のほうへはあがってきてないのでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は転落した状況について存じておりませんが、引本の地域の方からはですね、ここから子どもさんも落ちた、他の方も落ちたというお話は聞いております。地元の方から。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

今回の原因について、その担当課のほうへですね、このような文書を書いて渡してあるわけですよ。これあなたご存じないですか。見たことないですか、町長として。あわや腕の骨折だけで済んだけど、これあわや上から転落したわけですから、手でこれ頭をかばった。これは場所が違っていたら腕の骨折だけでは、これは済まないような問題なんですよ。こういうのが当然、担当課からあがってですね、真摯にやっぱり問題を処理してもらわないと、これはまずいのではないのでしょうか。

川端龍雄議長

東清剛君、着席をお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

真摯に対応しております。先だってでもですね、県が事業説明に来たときも、ここの部分につきましては、積極的にお話させていただいておりますし、建設課のほうでもですね、何度も県のほうへは要望をお願いをさせていただいているところでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

これはご存じなかったですか。これはですね、私の持ち時間が段々少なくなっていくので心配なんですけども、その片山善博氏に言わせるとですね、議員というのは、本来はその政治というのは直接その住民の皆さんが行政にかかわるのが一番ええけども、仕事等でそうい

うことはやっておられないから、議員を選んでいるんだということは、4年前の片山善博氏が三重県議会の主催に基づいてですね、私たちに講義をされたことなんですよ。それに基づいて私ども議員は、ある面では行動しておるわけですよ。それでですね、議員になった当初の平成19年ですか、18年ですか、12月に私は一般質問の場で引本の堤防について問題をきちっと提起しておるわけです。そのあとですね、にもかかわらず、県が業者に頼んで点検を始めたということを見たものですから、私は昔からの先輩の議員である西岡さんとか、あるいは古い人の聞き取りをしてですね、県へ行って実態はこうだということを申し上げたわけですよ。

それが申し上げたのは、こういうことなんですよ。津呂町の堤防については50cmの幅しかない堤防であったと、その上に何メートルかの堤防を継ぎ足した。それでおなかつ、それでは弱体化するのでつかえ棒をつくった。こういう非常に弱いものであるということは県に申し上げたわけです。にもかかわらずですね、県はそういう聞き取りもせずにボーリング調査、どういう補修をしたらええかということを計画立てて、町のほうへ来て、そして区のほうへ来てですね、それでこのようにやるからといって了承を取ったに過ぎないというやに聞いているわけです。こういう、そのときに町のほうでは、もうちょっときちっとした対応をしてもらわないと困るということが根底にあるわけですよ。

それからですね、今回の問題についてもですね、そのときでは住民の皆さんから大変不満があった。どこがひび割れている、どこが欠損している。だから私は建設課にいて井谷氏にお願いしたら、井谷氏がほかの人を連れて、職員を連れて、松島橋のところを2時間をかけて長浜まで一緒に歩いたわけですよ。それでそこでいろんな問題点を指摘して、井谷氏に県へ伝えてくれと言った。それで当然のごとく井谷氏は、県のほうへ行って、県が出てきてですね、そこを掌握したと思うんですけども、その後どうなったかは私のほうは一切連絡入ってこなかったわけです。それで井谷氏から、そしたら県が来てですね、問題も多かったんでしょうけども、区のほうの要望書出してほしいというふうに要請された。ところがすぐに出されずにですね、半年から1年後にかけてやっと区から要望書が出てきたと、そんなことでは困るんですよ。県については保全の課長に、これは厳しく私は申し上げました。去年の12月25日です。区については法的責任があるのか、区長に。ないはずだと、ないと言ってましたよ。区長については。

それで、これは保全の課長も言ってましたけども、ものすごい要望があるもので、出てきたときについてはその場で瞬時にやっぱり方向性をきちっと決めていかないとね、もう半年

や1年後では何かもグチャグチャになっちゃってですね、問題がもう霧消してしまうんですよ。こういう事情なんですよ。これについて町長のお考え聞かせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奥村議員がですね、県とどういうお話をしたのか私は存じませんが、県には県の事情があって、行政手続き上には行政手続き上の県としてのやり方があるのではないかと思います。ただ、今おっしゃったようなことですね、区のほうから出していただいたのが遅れたということですが、その辺はですね、私どもどういう事情かもお聞きいたしていません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

どの地方自治法を読んでもですね、あるいは地方自治法読んでも、こういう問題について区から要望書が出てこなんだら、しないという考え方はないはずなんですよ。その辺について私はないと思いますけども、どこにも載ってないんですよ。あるのは地方自治体までしか規定していないんですよ、法律では。そこから問題が起こっておるわけですよ。議員の職権をですね、抑えつけようとしたことから問題が起こっておるんですよ、極論言えば。この辺についてどうなんですか、この私の指摘した問題について。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のですね、抑えつけたとか、そういったことがですね、どの程度どういうことがあったのか私には把握できておりませんが、議員は議員なりの思いで活動したのだと思いますが、それによってどういう制約があってですね、どういう抵抗があったのか、私にはちょっと与り知りません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

直接関係ないので事例を申し上げますけども、県の水本課長さんがいらっしゃったときに、赤石の方から、私とこの裏の山が非常に危険だということで来てくれと言ったものですから、

水本さんがいらっしゃったと、そして現地を見てくれたその結果、張りコンがですね、非常にもう古くて危険な状態にあるから。

川端龍雄議長

奥村議員、ちょっとこの今の通告書のほうへ入ってください。

9番 奥村武生議員

通告書に波及しておるんですよ、これは。町のほうからあげてくださいと私は言いました。そしてそれを担当課長に言ったところですね、区の要望書なら、書いてこなんだから、奥村議員の要望は受け付けられないと言ったわけですよ。これは事実なんですよ。これについてどうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あなたが事実をおっしゃいますけど、私は事実として把握しておりませんので、今現時点です、お答えはできません。県の課長の話なんですか。

9番 奥村武生議員

いやいや、うちの建設課長の話。時間がありませんので、掌握してやってください。今の言葉、町長が十分掌握されていないと思いますので、後日また回答いただければ結構です。

川端龍雄議長

立って、奥村武生君、ちょっとこちらへマイクの前へ。

9番 奥村武生議員

船津川の支流の引本の側面を流れる川の保全について、その保全性について、保全の必要性についてどのように認識されているか、お聞かせ願いたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、その30年代、40年代と同じと言われてですね、川の保全と言われて、先ほど申し上げました、ご指摘いただいてですね、これについてどうなのかと行っていただければ、ありがたいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

この手すりの問題のほかにはですね、もう1つ保全についてあるのは、このようにですね、これが賀田で土砂崩れがあったときの、その川へ迫り出した、いわゆる何でこのようなことが起こるかといえば、その根固めをきちっと、シートパイルを打って、根固めをしてないから起こることなんです。そのために昭和30年代に激流で破損したと、それでこのような迫り出したようなものをつくったと、ところがこの平成16年の大雨のときにこれが傾いたと、シートパイルが。だから今度はこれを取り替えれば良かったんですけども、これを持たすためにまた横へこのようなものをつくったと、だから川が極端に狭くなったわけですよ。それでそのときに、この昔のこれがあるものですから、急激にその川が狭くなって、このように川岸が変わるわけなんです。それでここであらねった、渦を巻いたものが、ここの津呂町のその犬走りという部分を直撃して、ここが崩れたままに、今なお、なっていると、何回しても、何回も町にも頼みましたし、これは山本課長が十分理解をしていただきましたけど、いまだにされていないと。

それで私が指摘するのは、このようなことの認識が甘いというのはですね、ここへ船を着けている人が大変困っているということなんです。私にその皆さんが言ったのは、1,000万円の船を駄目にするんかと私は怒られておるわけですよ。800万円から1,200万円の船がここへ着けているんですよ。それがとも綱をきちっと長く延ばさないから着けられないと、そのような事態が起こっておるんですよ。これ善処していただきたいと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その事情につきましてはですね、何か今、課長からお聞きしますと、奥村議員とうちの建設課と何か県の方とで現場も見られたということらしいですね。そして県のほうがですね、そういう予算の優先順位をどのように付けているのかということにつきましてはですね、私ちょっとわかりかねますが、町としてはですね、今、議員おっしゃったように、漁業者の方に危険であるという状況にあるのであれば、積極的に県のほうへ申し入れていきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

実はこれは5年前に当時の課長がですね、やりますという約束したことなんですよ。ただ、大きな船をここへ入れないかんもんですから、待っていただきたいということですけども、すでに5年の日が経過しているということを申し上げます。

それからですね、松島橋についての、ここに通告書に述べておりますけども、修繕をするにあたり、現状の構造でいいか、どのようなご検討されたのか、お聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長のほうから答弁いたさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。先ほど町長からもお答えさせていただきましたけれども、平成21年に橋梁の点検業務を実施いたしました。その際にですね、橋脚の損傷を発見しましたので、その修繕を平成22年度に行っているというところでございまして、したがいましてですね、議員が言われますように、橋梁そのものの構造を変えるということではなくですね、延命化させるために修繕工事を行っているというところでございます。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

各担当、漁協とかそういうふうに説明をされたというふうに聞きましたけど、どこどこに、どのような説明をされたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

ただいま申し上げました、橋梁の修繕工事をするにあたりですね、一部航路になっているというような状況もございますので、漁協ですね、それから牡蠣の養殖組合の方、それと引本自治会の関係者の方、また渡利関係者の方に集まっていたきまして、工事の内容についてですね、説明をさせていただきます、いろいろ工事の実施の時期だとかいうことについて

て、ご意見を伺ったということでございます。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

実はですね、大変な問題が前から起こっているんですよ。ここ行き交う船が前の議会でも少し言いましたけども、何隻ぐらいだというふうにご想像されますか、町長さん。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。把握はいたしておりません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

実はここを通る船が 200隻あるんです。というふうに昨日聞きました。それでですね、非常に狭くなって低いんですよ、橋がね。だから後日、あとで聞いた話ですけども、100万円をかけてですね、船を直したという人もおるわけです。そして今新たに船を買った人が、天井がつかえるのでこの船を小さくしなければならないというふうに、大変困っておる人もおるわけなんです、今。あるいはその潮の高いときは橋脚の下に当たるし、干潮のときは今度は底がつかえるんだと、いわゆるもう現状に全く合っていない橋になってしまっているんですよ。そしてペラもやったると、ペラをやったれば10万円や15万円では済まないんですよ、これ。

そういうふうに今、あそこを利用している遊漁船はともかくとしてですね、この仕事で飯を食っている人の生活の糧にしている人の生活権を守るために、これは守ってもらわないと、これは私自身も考えても非常に困ると思うんです。だから直ちにですね、このことについては精査をしてですね、それなりの処置、例えば橋の土台がしっかりしておるんならば、少しでも掘れるもんなら掘って深くしてもらおう。当面それだけは、船を10万円も20万円をかけてですね、船を小さくしなければならないようなことが直前に迫っておるわけですから、やれることは是非やっていただきたいと、底を掘ってもらうよう県なら県、町なら町として緊急を要する事態であるのでですね、事態といたらおかしいですけども、判断が迫られておる時期がきているので、この辺について是非、生活権を守るために施策を講じていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、今ある橋でそこを通るということを前提で船なり、そういったものを
買っていただくということでもありますので、ただですね、砂利の堆積とかそういったものが
あってですね、以前よりも増して船が航行するうえでの阻害とか、障害になっているという
ことをですね、十分把握したうえで、もし対応できることがあれば対応していきたいと思
います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

以前よりも堆積してということじゃなしに、堆積もあるでしょうけども、それは調べてみ
ないとわかりませんがね。これは今のどんどん大型、ある面では大型化するわけですから、
船が。それに現状の松島橋がもうあわない事態が、もう10年、5年前から続いているという
ことなんですよ。その辺を認識して対応していただかないと、堆積して底が浅くなったのだ
ったら、それぐらいをやるというような回答では、ちょっと困るんですけど。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうお話がですね、何かその団体説明会的时候ですか、出たということで、課長のほ
うから今の現状のところをお話させていただきまして、私のものと食い違いがあったら、私
のほう訂正させていただきます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

はい、お答えいたします。先ほど申し上げましたですね、工事の説明会におきまして、今、
議員が言われましたこの河床が上がっていると、堆積が見られるというご意見をいただきま
した。ただですね、管理につきましては三重県でございますので、若干この松島橋の工事に
あわせてですね、その堆積状況を町において調査いたしまして、それを県に要望を行いました。
場所的にはですね、松島橋の上下流で橋の部分で川幅が狭くなっているということで、

主にその橋の下流側といいますか、引本港側に堆積が多く見られるということですので、それを県のほうに要望いたしました。そういうことで先ほどの階段もですね、23年度において実施されるということで聞いておりますけれども、今の箇所についてもですね、23年度において県のほうで対応されるというふうに聞いております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

十分ですね、生活権がかかった問題なものですから、これは急いでいただきたいというふうに、大人しい方ですから、この船を持っている方というのは、買ったばかりの船ですけども、怒る人もおりますけど、そういうふうに大人しくて、ああ自分の船を直さないかなのかなというふうに思う人もおるわけですから、その辺を十分情状をお考えになってですね、県のほうへ要望していただきたいと思います。

それから次にですね、奨学金について簡潔にお答え願いたいと思います。今回ですね、増額あるいは返還の必要のない制度の導入の予算を財政課には、予算請求はしていなかったのか、したのか、そのみ簡潔にお答え願いたいと思います。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

それでは奥村武生議員の奨学金の増額、返還の必要ない制度導入の予算要求はしなかったのか、したのかという、ご質問についてお答えいたします。当町の奨学金制度につきましては、景気動向や社会変動にあわせ、少しでも奨学生の皆様や、これから奨学金を借りようと考えている生徒の皆様が、利用しやすくなるよう検討を続けてまいりました。昨年度につきましてはリーマンショック後の景気の後退により、経済的な困難を伴う家庭の増加が予想されましたことから、奨学金貸与者の増加に備えました。また、今年度につきましては、保護者の皆様から4月は入学金や前期分の授業料の支払いなど多額の費用が発生するため、できるだけ早く奨学金の支払いをしてほしいという要望をいただきましたところから、貸与規則の一部改正を行い、貸し付けの申請を前倒しすることにより、今までより早く奨学金を貸与できるようになり、より利用しやすい奨学制度になったものと理解しております。

次に、返還の必要ない給付制度につきましては、紀北町の奨学金制度は貸与された本人が大学などを卒業し、社会人になって働きながら返済を行っていただき、その返済額を元に新

たに学費の十分でない方に対し、奨学金を貸与するという、例えるならば、奨学金を世代から世代へとバトンを渡すように引き継がれていくリレーとなっています。そのため返還が免除される給付を認めると、リレーが途絶えることになり、この紀北町の奨学金制度が成り立たなくなります。もし給付制度をとということになれば、財政的な裏付けをもって実施することになりますことから、奨学金制度が今後も継続していくうえで、町民の皆様のご理解と、さらなる検討が必要であること、また近隣の市で行っている地元への居住、就職を条件にした返還免除制度については、地元で就職をしたくても就職口がなく、他地区に就職せざるを得ない人との不公平感などの問題もあるが、制度のあり方によっては郷土の発展にもつながる制度であることから、細部にわたり調査のうえ、引き続き研究してまいります。議員がご指摘のとおり、この制度につきましても、まだまだ改善すべき点もあることと思いますので、町長部局と協議をしながら、引き続き改善に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

初めの、2つその回答がありましたけど、初めのほうについてはですね、私はこれは問題をすり替えていると、他の議員にもお話を相談に乗っていただきましたことがありますけども、問題をすり替えているというふうに判断をしております。

2番目の公立の教育施設について、これまず町長にお聞きしたいんですけども、教育施設はどんどん教育施設の充実というのは後回しにされてですね、それでさして必要のない、費用対効果のない工事や建設工事等に回られたというふうに理解をしておるのですけれども、今後その学校ですね、引本の皆さんが言っているのは、耐震が終った、相賀小学校ができてから言い出したことなんですけども、もう相賀の小学校へ変えてほしい、変わりたいと、施設がいいもんですから変わりたいというようなことも出てきておるわけですよ。それで、いろいろと、なぜ耐震のときにあわせてですね、古いほうはともかくとして、新しいほうはやっぱり修繕をされなかったのか。ある面では非常に一緒にやっていただければですね、費用が少なく済んだはずですし、その辺については非常に私はされなかったということについては、要望書も出しておりますけども、非常に残念なのです。その辺については、それも含めてですね、終わってしまっても大変残念だと思っているわけなんですけれども、今後のその学校のいろんな形の修繕、営繕ですか、その辺については是非施工していただきたいと思うん

ですが、その辺いかがでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、ご指摘の面でございますが、まず耐震化の問題につきましてはですね、紀北町の学校耐震化計画ということで、22年度までに子どもたちの安全・安心を守るためにやろうということで、議会にもお認めいただいて、22年度の計画どおり進んだということ、これは国のほうもですね、中国の地震がありまして、そういったことから早期にやれということで、学校の統廃合ということの観点からではなく、子どもたちの安心・安全ということから取り組まさせていただきます。それと要望書という意味が、内容がよくわからないので、要望書を出しているということですが、この点はちょっと内容わからないので答弁は差し控えさせていただきます。

それと、教育施設の充実につきましてはですね、私、22年、23年含めまして大変多くの予算をですね、教育関係のほうに付けさせていただいておりますので、相当充実していくのではないかと考えております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

非常に懸念しておることは、若干懸念しておることは、父兄の方から言われたんですけども、小学校の浅いプールのほうでですね、底が補修をきちっとされてないもんですから、足から血を流して帰ってくるので、こんなことでは困るというふうに父兄のほうから訴えがありますけども、この辺は補修、是非やっていただきたいと思っておりますけど、教育関係者の方がいいかですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私でもいいですか。学校からはですね、大変多くの課題が町のほうへ寄せられております。そういった部分で、できるだけ子どもたちの安全・安心のところから順次やっておりますので、それぞれが教育委員会等で精査していただきましてですね、やっていきたいと思っておりますので、その辺、教育長からも少し一言お願いします。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

引本小学校のプールにつきましては、来年度改修、今言われましたようなところにつきましては、丁寧に修理等をやっていききたいと、そういうふうに考えております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

その次にですね、そのグラウンドですね。これ学校のグラウンドというのは、私も大変いつも気にしておることでございますし、そしてほかの公園のグラウンドよりも、より一層学校のグラウンドについては雨が降ったあとは水溜まりがあったりですね、ぬかるみがあったりすると、学校の授業に非常に堪えるんだと、そやでかつて申し上げましたけども、三重陸協の理事長されていた、会長されていた向井さんが伊勢市の教育長に就任したときに、直ちにですね、伊勢市内の学校のグラウンドの土を全部入れ替えた経緯があるんです。それだけやっぱり学校のグラウンドというのは大切なんですよ。その辺の土の、随時、学校その水はけの良い土を入れ替えて、子どもたちが自由闊達にやっぱり運動ができるような学校を目指していただきたいと思うんですが、いかがですか。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

学校のほう計画的に順次、一遍に全部というのは無理なんで、計画的にやっていく予定でおります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

次の問題に移ります。交通機関の問題に入りたいと思いますけども、公共のそのバス路線に対して補助金を算出しているということは、議会でもお聞きしましたし、直接お聞きした部分があるわけですけども、補助金をある面では赤字の部分を三重交通も負担しているし、県、市町で負担をさせていただいておるわけですけども、これがタイアップをして負担をしていくということについては、私は大賛成でございます。ただ、翻ってですね、補助金はや

っぱり住民の税金を出すわけですから、補助金を出す以上は、本当にそのバスのダイヤがですね、住民の公共の施設を充実させる形になっているのかどうか、ということも4年前に指摘をした経緯がございます。直接、このダイヤの充実、住民の意見を聞き取り、バス会社に対してですね、こういう住民の要望とか希望もあるというダイヤ路線について、突っ込んだ話をしたことは、検討会を持たれたことはあるのでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

検討会というんですか、今回の巡回バスもございますので、そういった地域に出かけてですね、そういうお話もさせていただきました。本数等につきましてもですね、減ったところもございます。しかし、いろいろな交通会社の事情もございますので、島勝等につきましても、停車場線というのですか、バスの停まる場所もですね、いろいろ考慮していきたいなと、今回、巡回バスを検討するにあたり、いろいろとバス会社とも相談させていただいております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

私の言ったのはですね、現在の定期バスについて、例えばその住民から不満の声があがっておるし、私自身も強くそれを感じておるわけですけども、その定期バスについてのそのダイヤのあり方というものについて、交通会社と突っ込んだ話をされたことがありますかということですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、私は定期バスについてお話させていただいたつもりでございました。企画課長のほうから少し補足をお願いします。

川端龍雄議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

はい、お答えいたします。定期の路線バスについて住民と話をしたかということでございます。

ますね。それから三重交通等についてですね。住民の方からのご意見等につきましては、住民アンケート等でですね、いろんなご意見をいただいております。それから先ほど町長申されましたように、地区懇談会でも聞いてございます。実際、そういったことはですね、常に三重交通とは我々いろいろと話をしてございまして、そういう話も中にはしてございます。

で、今回の試験運行するにあたって、路線バスについてもですね、今後どういう見直しを図っていくかという議論もございまして、そういったことも含めて三重交通とは話もしてございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9 番 奥村武生議員

ややちょっと観点がずれているのですけれども、その公共の福祉を担っている以上ですね、JRについても三重交通さんについても、その認識をやっぱり強く持ってもらわないかというふうに私は思っているわけです。それで私たちが小さいころからですね、JRの相賀駅を軸にしてですね、通勤、通学がずっとされてきておるわけです。今もその状況については変わらないはずなんですよ。それで昔ですね、平成13年3月31日までは尾鷲の瀬木山へ行くバスがですね、6時半というのがあったわけです。その前は6時半と現在の、多分、6時45分、1年半前までにあった6時45分だと思んですけども、2本があったわけです。それで14年の4月1日付けで1本になったということなんですよ。

それで、なぜ私か問題にするかということですね、この島勝とか矢口とか白浦、島勝を発して白浦へ回って矢口を通過して引本の町の中を回って相賀駅へ行って、相賀から汽車に乗れるパターンが一番最良のパターンなんです。どういうわけかですね、その汽車に乗れないようなバスの時間に三重交通がしたということなんです。私が問題にしているのは、それが私は腹立っているんですよ。だから奨学金の問題でも言ったわけですよ。長島の赤羽と確か学校の先生がですね、長島から尾鷲高校へ通うための尾鷲までの、通勤のための汽車賃ぐらいは是非奨学金として出してほしいという、悲痛な叫びもあったわけです。それほど高校生とかを抱えているご家庭の皆さんについてはですね、皆さんが想像する以上に困っている人もおるわけです。そういうことを当然鑑みればですね、これは尾鷲へ行く人も通学する人も、通勤する人も病院へ行く人も多いわけです。病院へ行く人だって生活に困っている人はバスは乗りません、これは。390円なんです。相賀から尾鷲まで乗れば。汽車で行けば190円で済むんですよ。こういう生活の弱者とか通勤とか通学でですね、便利なようにしてもら

ないと、JR今まで中心にしてバスダイヤ路線を組んでくれておったわけですよ。ところがそれがどういう理由か、それを外してきたということなんです。これは三重交通、町長自らがですね、一遍、三重交通と話を、どうなるかわかりませんが、詰めていただきたいと思います。いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のご提言ということでですね、三重交通とも少し話してみたいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

最後に熊野古道の問題ですけれども、熊野古道のその緊急雇用政策があった以来ですね、もう土日は熊野古道の道の駅に出かけて、いろんな形でいろんな人といろんなお話をし、あるいは先般も八鬼山峠と馬越峠のその語り部の講習に参加をして、徹底的な訓練を受けたところでございます。私自身が。その中でいろんな、この間も県教委からもお見えになって、その世界遺産となった経緯とか、いろいろご指導いただいたわけですが、当町としてはそういう熊野古道が町を縦断していると、それで観光資源、すばらしい観光資源にはほかならないわけですが、その観光資源の持ち味について、ここに通告してあるわけですが、ご披露していただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熊野古道につきましてはですね、今おっしゃったように5つの峠があります。ツヅラト峠、荷坂峠、一石峠・熊谷道、始神峠、馬越峠、それぞれの趣があると思っております。私自身まだ歩いていないところもございますが、それぞれがそれぞれの色彩とかですね、景色を持っていて、それぞれ味のある峠ではないかと思っております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

今回ここがね、世界遺産となった理由の1つに、その山岳風景、それから信仰、そしてそ

ここに至るさまざまなその途中の文化、この3つが組み合わさって、多くの人が努力されて世界遺産の端緒をつくったということは、紛れもない事実なんですよ。それで語り部に要請があったところでは10万人、馬越峠についてはね。しかし、語り部に要請のない人を入れると15万人、そしてこの間の三重大から来た教授の話によると、まもなく20万人になるだろうと、そういう中であってね、呼び込むためには多くのその障害点が、解決をしなくてはならない、直さなくてはならない部分が、その辺ご存じですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

質問としてはですね、ご存じ、ご存じというよりも、こういう点についてと、もっと具体的に言っていただくと、私も答弁がしやすいんですが、いろいろバッファゾーン、コアゾーンについてですね、災害等のあとにいろいろな障害が倒木等に出ているというお話も聞いておりますし、それぞれ草ですね、そういうものがはびこってくるというような状況も聞いております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

すみません。あと何分ありますか。その来てもらって安全に、いろんなその施策を打たなくてはならない部分がたくさんあるとは思いますが、1つには歩いてもらってやっぱりケガをしてもらっては困るし、ケガのないようなコースをやっぱり設定、常にやっぱり考えていかなくちゃならんと思うわけなんですよ、町長。ところがですね、これが熊野古道の登り口なんです、大雨のときの。ゲリラの雨が来てですね、向こうからやって来る人が雨の中を散策したいと思った。突然こういうようなことが起こると、こういうことに足をすくわれてですね、ケガすることも当然考えられますし、それで敷石が崩れるということもあり得るわけなんですよ。

これはもう前からまちづくり公社と東紀州対策局等に要望しているみたいですが、事実うちからも駐在が行っているわけですから、まちづくり観光公社に2人も。やっぱりこの放っておいては困るという部分があるわけですよ。当町からも出しているわけですから。この原因について精査をしてですね、この原因があるわけなんです。ただ、大雨か来て、降ってこのようになったわけじゃないんです。この情報の熊野古道が走っている上に林道をつく

っているわけなんです。昭和40年から50年にかけてですね。町長そのようにおっしゃられたので、私が詳しく説明いたしますけども。その林道の側溝と、その林道のつくり方が非常にやっぱり変則的につくったのか、あるいはその側溝が埋まってしまったのか、側溝が小さすぎたのか、埋まってしまって小さ過ぎたのではないかというふうに思っておるわけですけども、それを解決すれば、このようなことは大筋解決できるというふうに、私は現地を見ました。

それでその対策、県のほうへ聞きましたらですね、200万円以上は出していただければ、国のほうへ予算請求ができるし、200万円以下については町でやってくださいということでしたけども、こういうことも今、熊野古道をメインとしてやっていくうえでね、これは非常に大切なことですので、原因を調査をして、そしてこういうことの危険性を取り除いていただきたいと思いますけど、教育委員会のほうでいかがですか。

川端龍雄議長

安部教育長。

安部正美教育長

教育委員会といたしましては、わずかですけども、やはり文化財の整備、賃金というのですか、草刈りの賃金とかそういうのは予算化させていただいております。そういう範囲内で今のところ保全に関しては、教育委員会としてはできないというところで、今、議員おっしゃられましたことにつきましては、今後、私ども検討というのですか、見させてもらってですね、町長部局のほうと相談をさせてもらいながら進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

最後に一言、検討するというものでありましたので、私も現地一緒に、語り部の一番詳しい人と現地を歩いて、2時間ぐらい歩いてその問題点を追求した部分がありますので、お話したいと思いますし、それで本来やらなければならないことがあると言ったのはですね、馬越峠の入口から上がって行って、林道へ突き当たると、林道を越えたあと、その立ち枯れの木の部分があって、いつ落ちてきてもわからない、非常にもう危険な部分があったわけなんです。それからその上の雷に撃たれた木が、大木が4本ぐらいあり、なおかつ、その突き当たりのところに、その松のですね、もういつ倒れてきてもおかしくないような木があった

と、そのことについてもくれぐれ頼むというふうに、私は語り部の方から頼まれたもんですから、これは持ち主がそれぞれ違っている部分もあって、苦慮するのではないかと想像しまして、川端久夫さんのところへお伺いしまして、それでお願いしたところ、快諾をさせていただいてですね、していただけるというふうに快諾をさせていただきましたので、そのことをご報告をして、私の質問といたします。ありがとうございました。

川端龍雄議長

以上で、奥村武生君の質問を終わります。

次に、14番 中津畑正量君の発言を許します。

14番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

冒頭に、私、今日2番目に質問をいたします住宅リフォームの中でですね、非常に優れたといえますか、私も心優しい岩手県の宮古市ですか、ここの事例が、たまたま引き合いに出しておりました。東日本の大震災につきましては、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、1番のTPP、環太平洋経済連携協定について、町長にお伺いをいたします。すでに半年近くになってですね、TPPという言葉も馴染んできたかとは思いますが、このTPPというのは農業、林業、水産業をはじめ、金融、保険、医療、公共事業等々、例外なく関税をなくしていく、徹底した自由化をするというものであります。政府は食糧の自給率を50%にしなければならないといいながら、農林水産省の試算ではTPPの参加によりまして、自給率は現在の40%から13%に急落するという試算を出しております。

また、三重県でも農林水産商工部の県内農業への影響額を、国の試算方法を参考に試算したところ、生産額が500億円減少する。壊滅的な状況になると知事がおっしゃっております。政府に慎重姿勢を求めているところでございます。紀北町においては水産、林業、農業が栄えてきた町でありましたが、住民が協力し合いながら生計を守っている現状であります。今、TPPに参加したとき、たちまち生活が様変わりし、大変な問題になると私思っております。全国でTPP参加やめよの声が、今大きくなっているところでございます。次の点について、町長にお伺いをいたします。

1つとして、町長のTPPに対する認識を伺います。

2つ目には、当町における1次産業に対する影響額試算をお伺いをいたします。

2番目については、次のあとで詳しくお伺いをいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員のご質問にお答えをいたします。

TPP・環太平洋経済連携協定とは、トランスパシフィック・パートナーシップの略であり、加盟国の貿易等の面で整合を図り、工業製品や農業製品などを中心に、例外品目を認めない形の関税撤廃を目指し、自由貿易協定を太平洋地域内で実現しようとするものであります。国内においては、この協定に加盟するということで高付加価値のある日本商品や農産物を自由に売ることができ、競争力を強化できると加盟に積極的な人たちがいる反面、TPPが実現すれば、海外の安い農作物や製品が輸入され、日本の産業や農業が崩壊するという理由で反対されている人たちもみえ、全国各地で熱い議論が交わされております。

その中においては、全国町村会は平成22年12月1日、全国町村長大会を開催し、TPP交渉への参加に反対する特別決議を採択いたしました。この決議では農山漁村だけではなく、我が国の将来に深刻な影響を及ぼすと反対を表明し、政府が今やるべきことは農林漁業と農山漁村の再生を実現することだと訴えました。また、全国町村議会議長会は平成23年2月9日、TPPへの参加に反対し、農業振興の実績のある施策の推進を謳ったTPPに関する緊急要望について審議を行い、提案のとおり決定いたしました。

農林漁業を基幹産業とする当町におましては、長引く経済不況により地域経済が疲弊している中、TPPはさらに深刻な打撃を及ぼすことが予測されますので、私といたしましても、両議決を尊重しながら、今後、国、県等の動向を注視するとともに、紀北町にあった方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、影響試算についてであります。TPPに参加した場合、国全体では実質GDPは2.4から3.2兆円増加いたします。関税を撤廃し、何も対策を行わない場合、農林水産物の生産額は4兆5,000億円減少し、食糧自給率は40%から13%程度に減少するとされております。日本がTPP、対EU・中国EPAを締結せず、韓国が対米国・中国・EUFTAを締結した場合、基幹産業では実質10.5兆円減少するともいわれております。

また、三重県が県内の農業への影響額を試算したところ489億円で、米に関しては98%の減少を予想しております。特段の付加価値がある産物に関しましては競争力もあり、それなりの生産が見込まれますが、通常の産品においては関税ゼロの外国産品に押され、深刻な打撃を受けると予測しております。当町におきましては、その影響額は具体的な金額算出は難しい状況ではありますが、国や県の減少率を適用しますと、米では98%、柑橘類は10%、鶏

肉鶏卵は20%ほどの減少が見込まれます。このように生産額に大きな打撃を受けることは、間違いないと推測をされております。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は、この1月24日にね、町長に予算要求をしました。その中でもTPPのことでちょっと要望しておきましたが、このときは国や県の状況を見極めていきたいと、現実には今、国へは要請する意思はありませんということで、回答がありました。今のニュアンスはかなり町長も変わってきているなどは思っております。

ただ、県のこの試算についてはですね、もちろんお米は98%、牛乳、乳製品についても69%、豚肉は67%と非常に数値的にはね、かなりの打撃になるだろうと、それは知事のおっしゃるとおりだと私も思います。ただ、町に比較すると、当町、紀北町として考えるならば、水産業なんかに対する水揚げも随分あるんですが、特に中型船なんかの量としてはね、結構大きな額があります。こういうところにもこの自由化されたならば、今でもかなり自由化されておりますが、例えばですね、全漁連の常務理事の、何て言っているかといいますと、水産物は度重なる関税引き下げによって、平均関税率は4%だと、日本はすでに世界一の水産物純輸入国だということによって、漁業者はTPP参加と聞いて、まだやるのかという気持ちです。TPPで関税がゼロになれば浜だけではなく、地域経済が崩壊いたします。

関税がゼロになると、もう1つ大きな問題が起きます。それは世界の漁場で乱獲を促進させます。水産業が工業と違うのは、天然の資源を管理する産業だということだということで、実はこれには大きな逆行するものだと述べておりますね。このようにこの当町にとってもですね、水産業に対するこの輸入品、これは店先でもよく見かけるんですが、これが自由化されてくると、本当にもう一つ大きなダメージになって、町そのものが沈んだというんですか、産業の本当に今でも厳しいのに、これがやられると相当なダメージが出るだろうと私も思っておるところでございます。

国の、町村会のこと町長触れられましたけれども、おっしゃるとおりであります。TPPは物・人・サービスに関する関税や非課税消費をすべて撤廃する。これによってですね、大きな市町にとっても打撃があるということが、大会で言われておるところでございます。このように町の産業、経済を守っていくためにもですね、TPPに対する考え方はきちんと持ってもらいたいということで、私、今回、質問の項目に入れました。

もう1つ紹介させていただきますと、全国農協中央会の会長は何と言っているかといいますと、我が国の農林水産分野はすでに十分過ぎるほど国を開いていると、これ以上国を開けと求められるいわれは全くなく、農山漁村の現場実態からして、到底納得できるものではありません。例外を認めないでTPPを結べば、日本の農業も漁業も林業もすべて壊滅します。所得が政策で補償されても輸入は増大し、国内総生産が崩壊することは明らかです。それだけではない、TPPが結ばれば国土、環境の保全、水源の涵養など、農林水産業が果たしている多面的機能が喪失し、地方の雇用がかなり失われてしまうと試算されています。そのようなTPPを結べば、国民の圧倒的多数が望む食糧自給率の向上も不可能となり、政府が先ほども申しましたが、50%を目指すこの自給率、これが13%まで落ちてしまうということ、政府自身が認めているような状況になる。そういうことを考えると、本当にこれは真剣にですね、今の政治の中では6月には答えを出していきたいという話でしたけれど、これは国民世論の中でね、結構延びるんじゃないかというような話も出ております。中日新聞にもTPP、越年もというような格好での論評も出ておりますが、これは全国にあらゆる業種から、例えばお医者さんでも反対とは言いませんけれど問題ありだと、自由診療そのものがですね、損なわれるといいますか、アメリカのようにお金持ちしかお医者さんにかかれなような自由化になってしまったら、大変なことになるというような心配があるんだということをおっしゃっておられますし、農林漁業はもちろんでございますけれど、食の安全からみてもですね、非常に問題がある。この自由化によってアメリカのBSEとか、毒餃子とか、そういうような問題とか、食品添加物に対するこの残留農薬の問題、こちら辺では非常に危険な食物がどんどん自由化されて入ってくることが予想されると思うんですが、町長、この1次産業だけではなくてですね、やっぱり町民全体のこの健康にも問題が出てくる心配を私もするわけですが、町長の見解を聞いておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康被害とかですね、そういったまた貿易のほうの問題も出てこようかと思しますので、それらが無作為にですね、農薬等の過剰のものが輸入されるとは考えてはおりませんが、いずれにしろいろいろな形の問題がですね、いろいろと含まれているもんだと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は、政府は滅多に悪いことはしないだろうという性善説のような考え方には、とてもなれないんです。といいますのも、今回の地震の原発の問題でもそうなんです。安全だと言いながら実際大変なことになった。これはちょっと端に逸れますけど、そのようにこのTPPも本当に自由化したほうが国の輸出産業から見たら、それは当然いいでしょう。大企業や大資本にとっては確かに輸出に限る企業にとっては、大変、自動車メーカーにしろ、この家電メーカーにしろ、いろいろ輸出産業ありますけど、そこにとってはものすごくいいでしょう。しかし、日本の生活基盤である、21世紀は食糧難の時代だといわれております。そのようなときにですね、自由化をして自給率が下がってしまうというのは、本当に国を様変わりしてしまう。本当に生活しにくくなってしまいます。できなくなってしまったと言ってもいいぐらいの問題を抱えている。だから世論も随分大きな声になってきてですね、いうたらこの越年するんではないんかというような論評も出てこざるを得ないのが、ここにあるかと思うんで、ひとつ町長の再度お考えを聞かせてください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員がおっしゃっていただいているようにですね、いろいろな心配がございます。そういった意味からもですね、全国町村会ということで、我々が反対の決議もさせていただいておりますので、やはりですね、こういう貿易の自由化の中には、まず産業を育てたうえでですね、やっぱり貿易のほうでこういった施策をやっていくのもいいとは思いますが、今、日本の産業がですね、第1次産業がその状態にあるかということ、私も疑問を持っているところでございます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

再度、最後にしますが、産業を大事にしなくちゃならんという思いは、私もわからんことではないです。しかし、生活基盤である食糧や医療や福祉が壊れてしまうような、この中身であってはそれはやっぱりきちっと関係機関にも物を言っていかななくてはならない、私はそう思いますが、町長いかがですか。産業も両立することはあり得ないんです。TPPもこの協定が結ばれるのと、産業が発展していくのと自由貿易になっていいんだということでは、

それは一部分はありますけど、そういう両立してお互いに発展していくということは、決してないということは、やっぱりはっきりしていると思うんで、町長の見解を聞いておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、政治的な部分でですね、常々言ってるのがタイミングとバランスでございます。そういった意味からですね、これがバランスを保つ政策なのかどうかということにつきましてはですね、やはり今後、国の動向を、今はもう町村会としてはもちろん反対の決議をしておりますので、そういうことなんですけど、今後ですね、どういう国が施策を行っていくのか、どこで線引きをするのか。また、こういった1次産業に対してですね、こういった政策的なことを行うのか十分見極めて、国としてもですね、見極めていただきたいと思っておりますし、私どもも見極めていくべきだと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

最後だと言ったんですが、国の政策を見極めるといのはね、やっぱり悪いことは悪いと言わないかと思っております。それでないと協定を結んでしまったらもう終わりなんです。これは強力な力でね、完全自由化になりますよ。そうなったときには町民がどんな思いになるのか、これはもう水産だけではなくて、本当にあらゆる産業に大変なことになるという思いがあります。その点で私は今回、質問を出させていただきました。町民の暮らしを守るうえでもですね、この問題は非常に大事な問題だと感じたので、町長の考え方を聞いたわけです。是非、そこら辺は前を向いてといいますか、将来に向けて自給率を下げただけでも大変なことなんです。こんなことでは、もういうたら、食糧難の時代になる。お金で食糧を買うたらええんだというような皆、ほかの国も買い合いしたらええんだというようなことで、競争できるわけがございません。今は21世紀は食糧難の時代になるんだということで、世界的にも言わおる時代です。町民をそういう格好で、やっぱり保護主義ではないですけど守っていくという、食糧を守っていくということで、やっぱり町長考えていただきたい。このことを強く申し述べておきます。

それでは、2番目の住宅リフォーム助成制度の創設を求めるということで、町長の考えをお聞きします。昨日からも各議員の皆さんもちょこちょこ言われておりましたが、大企業じ

ゃなくても企業誘致、またこの町の活性化、そういうものをどうして図るべきなんかということと言われておりました。私は今日は提案になりますが、町長のほうで、執行部のほうで是非、ご検討願いたいという立場で、この住宅リフォーム助成制度の創設を求める観点から、町長の考えを聞いておきます。

長引く景気低迷の中で、町内の中小企業の皆さんも、自営業者の皆さんも仕事がない。仕事がほしいという深刻な悩みを抱えながら生活苦と戦っておられます。そうした中で、行政が援助することによって、仕事づくり、仕事おこしができるならば、それは町民の皆さんにとって大変喜ばしいことであり、町の活性化、景気対策にとっても画期的なことだと思います。今、全国の多くの自治体で住宅リフォーム助成という制度を導入する動きが広がっています。これは町民の皆さんが家の中をバリアフリーにしたいとか、キッチンやトイレ、また浴室などを改造したいとか、あるいは子ども部屋をつくりたいとか、屋根をふき替えたいとか、外壁を塗り替えたいとか、さまざまな思いから自宅を修繕、補修したり、増改築したりする際に、行政から一定の基準で補助金を出して助成、援助するという制度でございます。

全国商工団体連合会の調べによりますと、全国で約、現時点で180以上の自治体がこの制度を実施しております。市町によって補助率や限度額はまちまちですが、少ないところで50万円以上の工事費に対して補助率は10%、限度額は10万円というのが多いようでございます。いろんな限度額等も補助率もありますが、最初は水漏れのする台所だけの修繕を考えていたが、助成してもらえんならと廊下の板張りも替えましたとか、ご近所が改修したのでうちもお願いしたというように、需要が次々に広がって仕事生まれているということでもあります。一人親方という方についても、こういう仕事がどんどん入ってくるようなシステムであります。この制度のいいところは商品の購買連鎖が続くということでもあります。壁紙を新調すれば、新しいカーテンや照明器具を買うというようなケース、また、ついでに別の場所も直そうというようなケースなどがかなりあり、地域への経済効果は助成額の15倍にも、15倍というのは、今、私の聞いておる最高の経済効果ですが、10から15倍にもなるような自治体があるようでございます。

そこで町長にお尋ねしますが、我が紀北町でも来年度から是非とも、この住宅リフォーム助成制度を導入して、適切な予算措置を講じることを求めたいと思いますが、町長のご決断を求めるものでありますが、ご意見を、考えを聞いておきたいと思っております。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がご提案の住宅リフォーム助成制度でございますが、全国的に公共事業が減少し、地方の景気に大きく影響いたしておりますが、私もこれまでのように公共事業を継続することには、限界があると感じているところでございます。このような状況の中、全国の自治体で地域経済の活性化や波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度が広がっていることは承知をいたしております。

この制度は住宅をリフォームしたい住民に、自治体が一定額の補助をするもので、工事を地元の中小零細建築業者に発注することから、建築不況で仕事が減って困っている業者から歓迎され、また住民からも助成制度のある、この機会に思い切って家をリフォームしたいと歓迎されているようでございます。また、少子高齢化等によりまして、生活環境が変化して住宅リフォームをしたいと思う、潜在的な需要はかなり大きいのではないかと思います。この制度は経済活性化のきっかけとして、かなりの経済波及効果が感じられ、たとえ短期的なものであっても、現在の経済対策よりも効果的で、広く公平性が保たれるものであると思います。地域の活性化に寄与するとともに、快適な住環境づくりを推進する制度でございますが、制度対象となる要件の規定等も必要で、さらに議会の予算の議会承認も必要なことから、一度検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は過日ですね、尾鷲にある建労といいますが、建設労働組合の方のちょっと調べていただきました。商工会も行ったんですが、つかめないということでしたが、紀北町内の建設関係者、これは大工さんについては82名、また左官屋さん23名、板金、電気工事、建具屋さん、サッシ、畳屋さん等々 189名の方が今、紀北町にはおられますという話でした。建設関係に従事する業者の仕事おこしにつながることで、住宅や店舗の修繕に助成してもらえるとということで、町の活性化が大きく前進すると確信をするものであります。町長もこの住宅リフォームについてはかなり理解が進んでいるなという、先ほどの答弁で感じましたけれど、今後、金額いくら以上の工事を対象にするのか、また補助率はどれだけにするのか、限度額はどうか、いくらかのこの検討するところがございまして。町長、これから検討していきたいということでございまして、是非期待をするところでございまして。

これによって、私は冒頭で申し上げましたけれど、優しいまちづくりといえますか、そういう意味で岩手県宮古市の、今、震災にあわれて非常にこういうことが、もう全然吹き飛んでしまったような状態になっているのではないかとことを汲み取るわけでございますけれど、宮古市の取り組みは全国から注目をされておったところでございます。ここでは住民にも業者にも利用しやすい制度にするために苦労したということで、1つには、助成を受けられるのは自分が所有する家に住んでいて市民税の滞納がないこと、2つめには、備品の購入や住まい以外の外回りの工事は駄目だが、およそ住居の改装に関するものならいい。3、畳み替えでもクロスの張り替えでも結構ということにし、庶民が広く利用できて個人の建設業者でも請け負うことができるように、対象工事を20万円以上とし、小規模工事にインパクトを持たせるために、補助額を一律10万円としているということでございました。

制度の利便性を高めるために申請の手続きもできるだけ簡単にして、申請書はA4の用紙1枚で、住民登録や納税状況などを確認するための書類は、本人が個人情報の取得欄に同意のチェックをすれば、施工業者が申請を代行することができるようにしたと、こうしたきめ細かい工夫がこの宮古市でも行われ、いろんな予算措置がされました。これは、これを真似せよとはいいませんが、このリフォームの助成を受けるときには、かなり市によってはいろんな難しいというんですか、いろんな手続きが必要なところもございします。しかし、このように困っている人が本当に利用しやすいようにするためには手続きの問題、また金額も下げて5万円というところもあります。そういうふうこれから検討されていかななくてはならないんだな、もし入れる場合はね。ただ、本当にこの紀北町にとってはですね、この制度をしたときには、一人親方といわれる方や小さいいろんな建築にかかわる人たちが、本当に自分で注文を受ければ申請もしてあげて、20万円以上か30万円以上かわかりませんが、そういう仕事なら受けられるということでございますから、大手の圧迫にもつながりませんし、町としては元気に住民の人も、10万円助かるんやったら是非やらしてもらおうということに、各地ではそういう相乗効果もあってですね、町の活性化に大きく役立っているということが、この180を超えたような自治体の中でも出ておりますが、町長、再度これについては、本当にできるだけ早い時期に適切な予算措置を講じていただけるのか、また来年度になるのかということも、まだ本当にわからないでしょうけれど、こういう格好で全面的にこの前向きに、このことによってまちづくり、町の活性化を図っていくという立場、町長のほうで考えていただきたい。その気構えをお聞きいたしておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、いろいろな制度のあり方がですね、今、議員によって語られました、この住宅リフォーム制度はですね、私も最初新聞で読まさせていただきました、大変いい制度ではないかと感じました。ですからですね、いろいろなことを今議員もおっしゃったように、課題とありますので、そこも含めてですね、前向きな検討をしていきたいと、そのように思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

あとちょっと、良い面も悪い面もちょっと、私紹介させていただきます。相模原市のほうでは助成制度は市内に所有し、自らが住む住宅を対象にした修繕工事を、市内の施工業者に発注することが条件、低所得者も利用しやすいように10万円以上の工事に一律5万円を補助する。先ほども言ったように、こういうような手立てもとっているところもあります。しかし、ちょっといろんな問題提起になるかどうかわかりませんが、ある県の知事が、贅沢なりフォームに税金を注ぎ込むのはおかしいという話もあったそうです。しかし、この制度を今後のためにそういう理由を付けられたんでは、手を着けられず我慢してきた雨漏りをこの機会に直そうという、こういう考えは決して贅沢ではありませんということで、住民の人のいろんな声が出たようです。

このようないろんな考え方があるのは、これは仕方ありませんけれど、本当に困っている人に使ってもらえる。また小さな一人親方の業者についても、本当に活気が出る町にしていくなめには、この底、下支えといいますか、この下支えが本当に紀北町の今、大事な施策だと私思うわけです。そういう点で、再度、町長のお考えを聞いておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございますので、先ほども申し上げましたが、前向きに検討ということでお答えとさせていただきます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

今ね、三重県のほうではそうしたらどんだけの市町が、この住宅リフォームの助成をやっているのかということですが、この4月から伊勢市がやりました。この中身はもう申しませんけども、その市町でいろいろこの助成についての要綱というものを決められてやっているようです。度会町のほうでも大紀町のほうでも、もう前向きにこれは検討しよう、これはいい制度だと、悪くはないということでの話もあったやに聞いております。今後ですね、紀北町として、この制度が取り入れられたのならば、本当に生活に困っている人、また改修しようとする人は本当に皆さん少し声をかけて、職人さんが声かけたときには、是非やってもらおうかという声につながったらいいな。

私、過日ある新聞を見ますと、この制度を取り入れたおそらく岐阜のほうの市だったと、町だったと思うんですが、前夜から泊まり込みで、この申請に順番を待ったということも聞いておりますが、新聞に出ておりましたが、それはなぜか、これはやっぱり原資に限界がありますから、仮に2,000万円とか3,000万円、それを使い切ったら今年度終わりですよという格好になるんですが、次のときにまた補正もかけるんでしょうが、そういう格好で、その枠に入ろうとして並んだというような、まるでこれは商品を買うときの並びじゃなくて、事件だというふうな書き方もしてありましたけれど、こういうことでこの住宅リフォーム助成制度、本当にできたらいいなと私も思っております。この経済効果というものについては、これは10倍になるのか15倍になるのかわかりませんが、とにかく今、職人さんは私も知っとる人が畳屋さんから左官屋さんから、ずっと何人かおりますけれど、今日は仕事がないんだというような話をちょこちょこやります。しかし、こういう方たちが本当に、ちょっと歩いて、こういうところ直しませんかと、直せますよという案内をしていただだけで、結構町の人にも助かるし、その遊んでいるというんですか、仕事のない人に職人さんにとっても、本当に大きな活力源になっていくという確信は持っているんですが、是非、町長のほうで、できるだけ早く、この制度を取り入れていってあげてほしいなと。

最後になりますが、私のほうの今回のこの提案というのは、本当に今まで私も32歳のときに議員にさせていただいて、企業誘致で私自身も行ってきましたし、しかし、なかなか企業誘致というのはままたらぬ、亀山の大きな企業もそうですが、あれもすでに補助金を返してくれと、県が90億円も助成というか、したのに、いうたらほかに変わってしまうというような話から、結構かえって迷惑だったというようなことも起こっております。しかし、この制度は違います。地元の人のための事業ですから、これは2,000万円になるか1,000万円になるか、それはわかりませんが、そういう点ではね、是非、私この壇上からではございま

すけれど、早いこの施策になるかのどうか、その前向きな気持ちを、町長の最後に答弁を聞いておきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前向きに検討ということですね、本当にしっかりと検討したいと思いますので、ただ、もう今3月ですので、補正になるのか来年になるのかという話も含めて検討するということで、はい。よろしくお願いします。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、もうこれで終わりますが、是非、本当に元気の出る町にしていくためにですね、私自身も頑張りたいと思いますし、是非、行政のほうもそういう点では良い提言についてはどんどん取り入れて、お金の要ることばかりですけどね。ひとつ前向いていかないと本当に取り残されてしまうような世の中ですから、紀北町も元気で頑張っていくために、ひとつ町長のほうのさらなるご努力をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

以上で、中津畑正量君の質問を終わります。

次に、10番 東篤布君の発言を許します。

東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、議長の許可をいただきまして、3月定例会の一般質問をさせていただきます。

また、この度はですね、東日本の大震災でですね、本当に被災を受けた皆さん、本当に大変だと思います。それで我が町もですね、町長、これを機にですね、防災計画の見直しを立てていただきたい。今回、警報が出て防災本部に来させていただいて、各地区を回らせていただきましてですね、最も痛切に感じたのは、過去に予定しておった、予想しておった避難場所では駄目だと強く感じました。避難場所の見直し、そして避難路の見直しですね。そして普通、避難路でも本当にこう狭いんですね、通路等が。そして手すりもほしい。ロフトが

あったらいいなとこう強く感じました。そして一刻も早くですね、当町の町営住宅等の耐震診断等もやっていただきましてですね、準備していただきたい、そう思います。そしてこの過去にないですね、未曾有のこの大災害、我が町もですね、義援金等も送らせていただきましたけれども、これを機にね、私たちの町の子どもたちにですね、助け合うんだという気持ちを育てていただきたい、こう思っております。

それでは、3月の私の一般質問をさせていただきます。まずですね、今回は1つだけです。水谷建設株式会社の協定違反問題とこう書いてあります。いわゆる今、写真を持ってきました。海山区の皆さんはですね、場所がわからないと思います。この上に示してあるのが当町、紀北町ですね。こっから長島、海山になってますけども、これは長島だけの写真でございます。それでその場所はこうマーキングしてあるとこで、これはアップをしたところですよ。またあとから話のときにこう現場を見ていただきますけれども、まず質問といたしましてですね、4点ほどあるんですが、まず1点目から、この中部国際空港の埋め立てを目的としたですね、水谷建設さんの土採り工事のスタートからの現在に至るまでの経緯をですね、町長でも担当課長でも結構ですのでしていただきたいと思います。はい、順次させていただきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東篤布議員の水谷建設株式会社の協定違反問題についてのご質問にお答えをいたします。まず、1点目の現在に至るまでの経緯でございますが、水谷建設株式会社は採石法の規定に基づき、平成13年4月26日に採取計画認可申請書を三重県知事に提出して、同年6月1日に認可されました。また森林法の規定に基づく林地開発許可申請書につきましても、平成13年5月8日に三重県知事に提出して、同年6月1日に許可をされました。

以来、土石の採取認可期間が2年であることから、現在まで2年ごとに計5回の採取計画認可申請書が三重県知事に提出され、その都度、県から町に採取計画に対する意見を求められ、熊野灘レクリエーション都市構想との整合性や漁業関係者の活動に影響を及ぼさないこと、また、紀北町全域の住民生活に影響のないよう、万全の対策を講じるよう指導されたいとの意見書を提出しておりますが、それぞれ認可され現在に至っております。森林法、林地開発許可にかかる周辺の宅地及び道路等を含む全体の岩石採取場の事業区域は、紀伊長島区東長島字野々瀬3113の1ほか、19万9,249㎡でございますが、うち採石法にかかる採取計画面積は13万6,555㎡でございます。当初の採取予定量は約528万㎡でしたが、これまでの累

加採取量は約 149万㎡で、約28%の採取実績量でございます。現在、約72%が残っている状況です。なお、現在の認可期限は5月31日までとなっております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

今まで5回の申請がなされた。初めてお聞きの皆さんはですね、よくわからないと思います。いわゆる採石法、この法に則って土砂採取なんかの申請書を県に出しますと、目的ですね。どこに持っていくんですかということで、許可期間は2年になるわけです。2年で工事終わらなければならない。工事が終わらない場合においては、再度申請します。なぜ遅れたかという理由ですね。それが5度もなされておるわけです。なぜ遅れたかという点をですね、もう一度町長にお答え願いたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事業がですね、計画どおり進まなかったということが、まず一番重要な点だと思います。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

この野々瀬地区というところは、レクリエーション事業でもってですね、約 170億円の予算を投入して、子どもの広場であるとか、最近で言えば町民の 2,000万円の税金をいただきましてですね、温泉を掘ったりね、そういう施設があるところでございます。私は地元の名倉区の皆さんはじめですね、この土採り現場のすぐ側で住んでおられるところの、いわゆる野々瀬の住民の方々に何とって町が説明したかと申しますと、また町も、水谷建設もそうでございますけれども、2年間で工事が終わるんですと、こういった説明されておる。そのような説明を聞いておられる町民の皆様からしたらですね、今の町長のような出せなかったから工期延長になったんでしょう、それじゃちょっといかなものかなと、こう町長思いますね。なぜ出せなかったのかという点まで掘り下げてですね、お答え願えませんか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは中部国際空港の埋め立て工事を目的にスタートした事業だと聞いております。そのような中で、事業が計画どおり進まなかったということだと考えております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

だから、なぜ進まなかったのかという点を聞いておるわけです。そんなええ加減な事業計画でやったんですか。そのええ加減な事業計画を町が受けたんですかと、その当時の町長ではございませんけれども、住民の皆様からすればですね、そのようにお考えになられると思いますが、どうでしょうか。明確にお答えください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

なぜかという、やはり先ほど申し上げました中部国際空港のですね、埋め立て事業ということで、そこで民の競争社会の中で、その事業を取ることができなかったのではないかと推測をいたしております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

私はですね、なぜ出なかったか、土砂が予定数量の 500万㎡が出なかったかという理由をよく知ってます。しかしなれど、町側が、執行部側がですね、本当にそのことをご存じであったのかなと、なぜならばですね、約10年にわたっての採取計画です。とどのつまりがですよ、出せなかったから売るんです。こういった話でございますけれども、いわゆる中部国際空港の埋め立て工事の入札がございます。水谷建設さんの書類申請がね、入札に間に合わなかったんです。ほかにも多々あるんですけどもね。要は出せなかった。

であれば、工事を中止してでもですね、中止すべき、させるべきであったのではなかろうかと思えます。それでその後の水谷建設さんからの、いわゆる開発計画の説明会の折にはですね、あと2年で必ず出せるんです。そのようなつもりでやっておりますみたいな説明でですね、再三にわたってやってこられましたけれども、当時、合併してからでもそうですから、現尾上町長もご存じかと思えますけれども、その都度、町側として何らかのアクションを起こされなかったのかどうか、町長、どうですか。いわゆる許認可するときのですね、条件等

はなかったんでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

許認可につきましては県ということですね、そういう中で先ほど申し上げましたように、当町といたしましては意見を求められ、そして事業を1日でも早く進めていただくということで、認めてきたのではないかと考えております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

許認可は県がされますと、こう町長おっしゃいましたけれども、違いますよ。もちろん許認可権は県にあるんですが、住民の皆さんの同意、いわゆる町の許可がなければ取れないんです。それは意見書と書かれております。意見書いわゆる同意書なんですね。そのこの認識をしっかりとっておいていただきたい、こう思います。

そして、まず2年が経過しました。そして再度の申請出ました。また4年経った。その都度地元の皆さんに対してですね、また合併してからでもそうなんですけれども、町民の皆様に、特に地元の皆さんに何らかの説明されたでしょうか、町長。なぜ遅れたかという説明。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今お聞きしますと、私も説明受けたときにいたと思いますが、議会にだけだと思います。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

このような大問題をですね、住民説明、地元説明会もせずにですね、許可をしてしまう。そのような安易なものの考え方がですね、先ほども問題になっておったような水条例等にもつながってくるのではなからうか私は思います。まず1つ目のこの工事の経過です。

さて、その町と、また漁業組合と協議するときですね、2点目にありますところの、いわゆる協定書というのがございます。協定書あり、そして協議書というのあるんです。その協定書をですね、どなたでも結構です。ちょっと町民の皆さんに、特に漁民の皆様に、地元

の皆様にも聞いていただきたい。読んでいただきたい。読んでいただいたあとで、その中の何が問題点かということをお話したいと、こう思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水谷建設と町並びに長島町漁業組合との間で交わされた協定書及び協議書についてですが、平成13年5月11日に、紀伊長島町と長島町漁協及び水谷建設との間において、熊野灘レクリエーション都市構想と整合させるため、野々瀬地区土砂採取跡地及び近隣海岸の活用に関して協定書を締結しております。

第1条及び第2条では、水谷建設は採取跡地の切土法面の勾配等について、三重県宅地開発等事業に関する技術マニュアルに基づき行うこと、採取跡地の法面及び濁水対策の水路、沈砂池等についても技術マニュアルに基づき施工することを求めています。

第3条では、採取跡地の活用について、水谷建設が緑地公園として土地採取完了後の1年以内に整備すること。また、緑地公園の整備計画書を航空関連事業に土砂供給を開始後、速やかに紀伊長島町に提出し、協議することを定めています。

第4条では、長島町漁協は近隣海岸及び海域エリアの開放など、レク都市構想に強力的に協力すること等を定めています。第5条では、第1条及び第3条で規定する土地並びに第1条、第2条及び第3条の規定に基づき、緑地公園施設等を緑地公園の完成後、直ちに水谷建設が紀伊長島町に寄付採納し、引き継ぎするものとなっております。

第6条では、第5条の管理運営等の費用については、水谷建設が整備及び維持管理基金として相当額を紀伊長島町に拠出することを定めております。また、この協定書に基づく協議書が2通ございますが、1通の協議書では、第1項で協定書第4条の近隣海岸及び海域エリアの開放について、長島町漁協が誠意をもって協力すること。さらに第2項では、土砂採取中、及び採取後における濁水被害等について、紀伊長島町が立会人となって長島町漁協と水谷建設が別途協定書を締結することが明記され、三者間で記名、捺印されております。

さらに、もう1通の協議書では、第1項で協定書第3条の緑地公園整備の施設整備についての具体的な整備内容を明記しております。また、第2項では協定書第5条の採取跡地について、水谷建設が緑地公園の完成後、直ちに紀伊長島町に寄付採納することを確約し、さらに第3項では協定書第5条の整備及び維持管理基金に、水谷建設が拠出する金額を明記してございます。第1号では維持管理費の金額を7,000万円とし、履行期限は10年間とすること、

第2号では整備に伴う協力金1億円とすること、第3号では第2号の協力金の拠出時期は、空港関連事業に土砂供給開始後6カ月以内とすることが明記され、紀伊長島町と水谷建設の二者間で記名、押印されております。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

何条かございますけれども、これはこういった事業を行う業者として、当然やらなければならない条例が、例えばですね、緑化しなさいよ。土砂が海に流れない。これ当たり前のことなんです。しかしなれど、住民として町として最も大切な条文がいくつか入っています。2点ほど町長、最も大切だと思われる点をあげていただけませんか。何条であるか。いわゆる町長がどう考えておられるか、この協定書の最も大切だと認識しておられるところを聞いておるわけです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、この協定書、協議書を守っていただかなければいけないということでございますね。緑化して紀伊長島町に寄付採納するというような部分でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

いや、そういったことをお尋ねしてません。協定書を守るのは当たり前です。この中でも業者としてですね、当然やらなければならない点、これ土建屋としてですよ。こんなこといいん。ただ、町として、住民として、この中の何点か大切なこと、町長としてどうお考えですかとお尋ねしておるんです。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

また、外れていたら申し訳ないんですが、その7,000万円の話とか、その寄付採納の話ということではないんですか。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ちょっと気抜けするな、町長。7,000万円等もらう、そんなことじゃないんですかって、人ごとみたいにおっしゃるけどね。ちょっとそれはね、町長この地区に住んでおられる皆さんからしたら、大変なことなんです。例えばここをね、いわゆる面積的にいくとですよ、これ約20町歩、いわゆる20万㎡、いわゆる6万坪ですね。ここに漁業の推進のために、育成のために魚やか貝の養殖場つくろうと、そういった話を組合長ともしておった。また、地元若者等はですね、サッカー場もつくろう。400mのグラウンドもつくろう。野球場もできる。野球場つくるけど海から風吹いてきたら球飛んでいくしなみたいなね。面白可笑しく将来の夢を語っておったん。

2年待っても、4年待っても、6年待っても、10年待ってもですよ、一向に約束が守られない。おまけに他所の業者に売ったるんだ。そんなふざけた話やないやないですか、町長。町長に怒っておるのやないですよ。水谷建設に怒っておるんですね。とんでもない話ですよ、町長。僕と一緒に町長も怒ってほしいんです。憤りを感じてほしいんです。人ごとのように感じておられるからここをね。若者に、また漁民に代わって苛立ちしておるんです。それはいいです。

いいですか、住民の皆さんよく聞いておいてくださいよ。5条にこうやって書いてあるんです。土採った跡には綺麗に仕上げ、町に差し上げます。どうぞ皆さん有効に使ってくださいよ。5条にこう書いてある。その6条にはですね、ただもらっても維持管理も大変でしょうと、年間700万円、いわゆる10年間維持管理費をうちが持ちますよ。いわゆる7,000万円差し上げますと書いてある。ここに協定書に。そういうことですね、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりです。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

僕と同じように憤りを感じておられますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全く感じておまして、それで水谷建設とも話をする中でですね、全協でも議員の皆さんがおっしゃったことはですね、しっかりと伝えたくて、町として容認できないというお話はですね、させていただいております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

そのとおりなんです、町長ね。これはね皆さん、これはパフォーマンスで言っておるのやない。大変なことなんです。それで町長は今おっしゃった。本当に町長はね、憤りを感じておられると、なぜならば、いわゆる平成23年2月1日に全員協議会を町長が開いてくださいました。そして水谷建設さんからこういった申し出があった。本来であれば、これ議員にですね、報告会開かんでもいいんです。町独自で答えられる問題なんです。しかし、この協定書があるから、この協定書に土地を町に差し上げますよ、7,000万円差し上げますよと、なければ、町長はかけなくてもいい。いわゆる公拡法というのがありまして、この法律に則ってですね、公有地の拡大の推進、長いんです。いわゆる大きなね、大規模で工事をしておる。その土地を売ろうとするときには、地元の町にですね、町で何か使う予定がありませんかと聞かないかん。そういう法律なん。だから町長は、この町に土地を差し上げるね、7,000万円差し上げるという協定書がなければ、町はそこに道路をつくる計画なかったら、ありませんとしか答えられないん。

だから町長は議会に振ってきた。そして町長はその全員協議会の議員の、いわゆる問題点をこのように何点か書いてですね、水谷建設さんに送っていただいております。この中に、議会の中からですね、水谷建設が来て議会で説明させなさいと、こう書いてあります。これに対して何ら水谷建設からですね、意思表示がない。行動が起こってこないんです。町長、これ水谷建設さんどうなんですか、来てくれるんですか、来ないんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その件につきましてはですね、まだ水谷建設から明確なことは聞いておりません。ただですね、私もそのときに文書もお渡しして、是非ともお願いします。議会への説明をというこ

とを申し述べました。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

やはりこれはですね、再度強く要望していただきまして、これは来てもらわないかん。これは住民に説明してもらおう。いわゆる住民に説明するということは、議会に説明をしていただくということでございます。いわゆる町長は何ら手をこまねいておるということではない。ちょっとフォローしておきますよ。いいですか。

しかしですね、このある議員さんの中に、こういったあれも出てます。もし水谷建設がこの協定書を、約束事を、いわゆる契約なんです。いわゆる法律なんです。これを遵守しない場合は町長、あなたは訴訟も辞しませんかと、ある議員が言っておられる。こうやって議員が言うておったよということを、水谷建設さんに伝えてくださったのはわかりますけれども、町長そのようなお考えでございますか。この協定書、約束事、契約書を破った業者に対して。

川端龍雄議長

ここで会議途中ではございますが、会議規則5時までになっておりますので、会議の延長をいたしますので、続行いたします。

尾上町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この協議書ですね、確約が守れないようであれば、弁護士とも相談してですね、これ自体の協定書や協議書も十分、今も現在もですね、弁護士等とも相談させていただいております。そういったどういう方法でやればいいのかということを、今後も継続して相談していきたいと思います。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

僕はね、県にこの前、個人的に電話したんです。水谷建設がそのような話聞いておるか。聞いてますと、町長、当然町としたら公拡法に則っていえば、いわゆる何らありませんとしか答えようがないんですけども、しかし、県に僕は言うたのは協定書知ってますかって、

知っておるはずなんです。しかし、いや協定書は見てませんということで終わった。俺は今度協定書持って行くさかいに、止めておけよ、それ。かなりきつく言いました。そんなに簡単に売買を県で許可してもうたらね、これはもう裁判になるよというの。町が動かんのやったら、住民が、また議会が、議会て言ってごめんなさい、皆さん。私は個人でもやりますよと、こう言ったん。

ちょっと課長にお尋ねしたいんですがね、この条文の第5条に、いいですか、課長も退職間際で頑張らなあかん、最後やで。緑地公園等をです、どうやってするんだと、住民から出たわけです。こんな公園にしますよ。じゃその図面はいつ出すんだと、こういったときに、工事に着工、いわゆる土が動き出したらすぐにでも、1カ月以内に図面を書いて、町に渡しますと、こう言ってきておる。この図面はありますか、課長。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。この計画書につきましてはですね、先ほど議員が言われたようにですね、協定書の中にそういう条文がございまして、私もこれは10年前の話でございますので、前任者等にも尋ねました。提出されたということで聞いております。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

提出されておるんですね。いや課長はご存じです。今、手元にないというだけでして、私も見てます。しかし、これはあまりにもですね、稚拙といいたいまいしょうか、住民の皆さんに配るほどの絵じゃないわけですね。だからこれを、その場に綺麗に公園にする、木も植えます。道路も3mのを付けます。噴水もつくります。ほんまかいなというみたいな話でしたけれども、でも絵は描いてございます。これもっと具体的に描いて、また出してくださいよと言って、その以後、出てきてませんけれども、長島支所に行けばそのときの図面は置いてあろうかと思えます。

いわゆる、もう一度繰り返しますけれども協定書、これは当然、遵守されるべく契約書だと私は理解しておりますが、もう一度再度、町長にお尋ねします。ごめんなさい、町長やめて副町長にするわ。副町長、この協定書は遵守すべき、そうでしょう。何のために条例つくるんですか、守られないような条例ならつくらんでいい。それと一緒になんや。契約、法律な

んや。ましてや子ども約束事じゃないですよ。指切りげんまんじゃないんですから、どう思われますか、副町長これは、大事な問題です。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

私もですね、赴任して早々、この協定につきましてはですね、来年の5月の末で切れるので、更新の話があるだろうということは、実は着任早々聞いておったんです。それでですね、今回1月過ぎてからですね、この協定がありながらですね、転売をするということを聞きまして、非常にびっくりしました。そして町長、議員も。

10番 東篤布議員

遵守すべきかどうか。

山岡哲也副町長

もう当然ながらですね、これ名前は協定書でございますが、当然、この内容は当事者が明確に町と水谷建設となって、それぞれがどのようなことを、漁業組合とどういったことをすべきかという、はっきりした内容が記載してございますので、法的にはいわゆる契約書とみなすべきものでございまして、当然、水谷建設は遵守する義務があるというべきものであると考えております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

副町長、ありがとうございます。そういうことなんです。当然、これは守っていただかなければならない。いわゆる何百億円の工事費だったんです。だからこのような約束をしたんです。いいですか。法面を綺麗に緑化にして戻します。土も均します。何ら約束も守られずにですね、売却するんです。とんでもない話なん。

それで5回にわたって新規申請が出てまいりましたけれども、私は三度目のときにですね、これはもう業者を信用できんと、公園にするとされるのであれば、公園にするだけの予算を先に町に供託してもらいましょう。名目は緑化資金。いわゆる事例といたしましては、鳥羽にありますところの菅島という採石工場がございます。鳥羽市に何億円も供託しておるんです。いいですか、この不景気の時代、いつどうなるかわからんわけですよ。もし会社が倒産というようなことになったらですね、誰がやらなあかん。後片付けをするん。町がやらな

ならん。だから菅島の業者は鶴田石材というんですけども、鳥羽市に何億円も供託してます。もしもうちに何かのことがあったら、このお金で緑化してちゃんとして公園に仕上げてください、こういう約束あるん。だから私はこの供託してもらいましょうと、公園にするには2億円かかるのか3億円かかるのか積算して、それぐらいの力はこの業者にあるでしょうと、漁業組合に何10億円も差し上げて、なおかつ漁業組合にもお金を供託しておったんですから、町にもできないはずはないと、三度目ぐらいから言ってきました。私が、そうやって言うておったのに、町長覚えておられますか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

覚えております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

それぐらい保全をしていただいてもですね、許認可というのは下すべきものでなかろうかと思えます。地元の業者に厳しくて、こう余所の業者に甘いようなこっちゃですね、これとんでもない話だと思えますよ。ちょっとこれ余談になりましたけれどもね。

さてそこで、町民の皆さんにもわかっていただいたと思えます。この協定書、この協定書の重みがですね、まずここに書いてある。土地を差し上げますと書いてある。それも7,000万円という、公園に仕上げて7,000万円維持管理費を付けます。だから迷惑施設ですけども許可してください。静かな場所を求めて住んでおられるところの野々瀬の住民の皆さんに、そうやって頭を下げたんです。その約束も守られずにですよ、いわゆるどこの業者か知らないけれども売るんだと、こう言ってます。

私は申しました。私は次の、もし例えばですよ。どの業者さんが買おうと、その業者さん関係ないんだと、町とこのようですね、売るとか、買うの話やない。この協定書を遵守してもらおうべくに町はどのような行動を起こさねばならないかということを書いておるだけでございます。そこで協定書につきましては町長も副町長も、当然、担当課長もそうだと思いますけれども、遵守してもらわなければならない。このような意思決定がなされたら、県はですね、売買にね、許可出せない。そういうことなんです。

それと、いわゆるこの議員説明会で町長が議会に説明してくれました。公有地の拡大の推

進に関する法律、いわゆる略して公拡法と申しますけれども、この公拡法読んでますと、町長ね。いわゆる土地の面積、土地の住所である。それで大事なことは売買の予定価格も入れなさい。そしてどこに売するのか、その相手方も入れなさい、こうなっておる。その2点はですね、議会に報告していただいておりますが、町長聞いておられるんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議会には報告してませんが、私は聞いております。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

それは議会に報告する義務はないと言えはそうなんですけれども、町長はそんな報告するまでもないんやと、この協定書守ってもらうんやから、当然、こんな売買の金額聞こうが相手に、私は関係ないんだと、要は協定書を守っていただくんだという意思のもとに、議会に報告されなかったんだと、良い受け止め方をしておりますけれども、それでいいんでしょうか、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もちろんですね、そういう観点からもございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

であるならば、再度、水谷建設さんに来ていただきまして、いわゆる町の方針、町長のお考え、そして議会の考え方を明確にお伝えしてですね、考え方を改めていただこうと、こう思っております。もし、来られないのであればですね、私は代表して行ってきてもいいから、これぐらい覚悟しております。私はその旨を、水谷のある方に伝えてあります。とんでもない話でして。

そこで、住民の皆様にご安心していただくためにね、当然、この協定書守っていただくんだと、その意思決定は、町長にも副町長にも担当課長にもしていただきましたので、私の質問

を終わりたいと思いますけれども、最後にですね、町長、私はこれを通してね、いわゆる協定書を通して約束事の大切さ、それをですね、子どもたちに知っていただきたいんです。でなければですね、大の大人が、また住民代表の議員がですね、このような協定書守れない、約束を守らないんだと、手本を示さなければいけない我々がですね、それではいけないと、こう考えます。そしてもう一度、もしこの約束が守れない場合には、訴えることもあり得るんだと、こう先ほど町長おっしゃられましたけど、再度その点を確認しておきます。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのことも視野に入れましてですね、弁護士とも現在も相談しているところでございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

最後になります、これはですね、今、土採りをしておる途中なんですね。これは予定の数量だけは採っておりません。しかしね、このままでも十分綺麗な公園になるんです。いいですか。例えば当初の計画どおり採っておったとしたらね、課長、高さはどれぐらいになりましたですか、海拔で。大体でいいよ。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。高さはですね、約5m。ちなみに面積は約7万7,000㎡でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

いわゆる先ほど言ったように、20万㎡、20町歩、それで6万、いわゆる道路とかそのね、採るところはそうですね、全部含めると約7万㎡かになる。いわゆる海拔、海からの高さを5m、ちょうどいいじゃないですか。この大震災で5mで低いじゃないですか。いわゆる水谷建設さんがおっしゃったのは、堤防高までで仕上げるということだったん。であるならばですよ、今の高いところに余っておる土を下に均してあげて、海拔10mをつくり、その上には15mをつくる。そうやってするのであればね、1億円もあれば十分できます。もう

会社が潰れそうなんでね、公園ようせんというのならね、いいやないですか。土地だけもらいなさいよ。町でやりゃいいん、たった1億円で。そうでしょう。ここに温浴施設もつくれるんや、県から4,000万円、町から2,000万円税金いただいて温泉掘ったんでしょ。その温泉を利用してですね、地元の皆さんが、高齢者の方々が楽しめるような施設をつくれると思います。

例えば、ここに老人ホームをつくろうかとね。温浴施設、老人の方々に風呂入っていただく、こう夢も地元の皆さんと話しておったんです。ですから、私はですね、何も目的の数量採ってないから、採るまで採らすんだじゃなく、その辺の方式じゃなくて、今現在でも十分素晴らしい。5mのやったら津波来てやられるやないですか。そんな低い土地つくってもらわんでも高い土地でいきませんか。もし水谷建設がこれ以上採る能力がないんですと、こうおっしゃったならばですよ、町長、そのままで結構です。町に名義変えてくださいと、こう言いませんか。どうですか、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな問題も考えながらですね、そういうこともですね、水谷建設にも伝えて、おそらく会社の方針としてとらえなければいけないと思いますんで、その辺は議員がおっしゃったことも伝えていきたいと思います。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

会社の方針の最も大切なことは、協定書を遵守させることです。もし水谷建設がほかにもですね、もっと大切な理由があるんだとするならば、そんなものは企業としてね、とんでもない話ですよ。だからまずこの協定書を業者として守りなさいと、できないのであれば正直に議会に来て言ってくださいと、こちらにも何にも温情もある。どうしても土を出せないのであれば、当町で均します。それでもいいやないですか。再度、もう一度確認します。この協定書を遵守していただくということは、町長も副町長も各課長も決めていただきました。こう理解してよろしいですね。もし駄目なら裁判をも辞さない。これでよろしいですね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協定書を遵守してもらおうということでございます。それと今申し上げましたように、裁判のことについても、それを含めて弁護士に相談しておるところでございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

最後になりましたけれども、本当に水谷建設さんには申し訳ないけれどね、当初ここに説明に来られておった、いわゆる幹部の方々はどういうふうな感じか、いわゆるその方々が辞められて役員の方が変わって、どのように方向性が変わったかは私は知りませんが、やはり当町の住民の皆さん、地元の皆さんとした約束事はですね、これは絶対に守っていただかなければ、我々議会としても立つ瀬がないわけでありまして、そのような辞さない覚悟であります。そこを強くですね、申し上げておきまして、再度その旨を伝えていただきまして、議会に説明に来ていただくように、強くお願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

川端龍雄議長

これにて、東篤布君の質問を終わります。

川端龍雄議長

以上で通告済みの質問はすべて終了しました。

お諮りします。

明日の17日は本会議とし、一般質問の日程となっておりますが、通告があった質問は、本日すべて終了したことにより、明日17日は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、18日、金曜日は、各小学校の卒業式が開催されます。各自出席をお願いします。

また、午後1時30分からは農業委員会と開発公社の理事会の開催となっております。多忙な折りとは存じますが、それぞれ出席くださるようお願いいたします。

川端龍雄議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 5時 13分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 6 月 8 日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 東 貴雄

紀北町議会議員 樋口泰生